有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日(第43期) 至 平成29年3月31日

大東建託株式会社

(E00218)

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第 27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出し たデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

大東建託株式会社

目 次

| 第43期 有 | 乍 | 価証券報告書 |
|--------|---|--|
| 【表紙】 | | 1 |
| 第一部 | | 【企業情報】 |
| 第1 | | 【企業の概況】 |
| | 1 | 【主要な経営指標等の推移】2 |
| | 2 | 2 【沿革】4 |
| | 3 | 3 【事業の内容】 |
| | 4 | - 【関係会社の状況】8 |
| | 5 | |
| 第2 | | 【事業の状況】12 |
| | 1 | 【業績等の概要】12 |
| | 2 | 2 【受注及び売上の状況】14 |
| | 3 | 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】16 |
| | 4 | |
| | 5 | |
| | 6 | 【研究開発活動】19 |
| | 7 | 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】20 |
| 第3 | | 【設備の状況】22 |
| | 1 | |
| | 2 | |
| | 3 | |
| 第4 | | 【提出会社の状況】24 |
| | 1 | |
| | 2 | |
| | 3 | |
| | 4 | F. L. Cheek C. Albert D. W. |
| | 5 | |
| | 6 | The state of the s |
| 第5 | | 【経理の状況】78 |
| | 1 | TOTAL PARTY OF THE |
| | 2 | 【財務諸表等】 |
| 第6 | | 【提出会社の株式事務の概要】 |
| 第7 | | 【提出会社の参考情報】 154 |
| | 1 | |
| | 2 | |
| 第二部 | | 【提出会社の保証会社等の情報】 |

監査報告書

内部統制報告書

確認書

頁

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成29年6月28日

【事業年度】 第43期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【英訳名】 DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長 熊切 直美【本店の所在の場所】東京都港区港南二丁目16番1号【電話番号】(03) 6718-9111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理本部長 川合 秀司

【最寄りの連絡場所】東京都港区港南二丁目16番1号【電話番号】(03) 6718-9111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理本部長 川合 秀司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】
 - (1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第39期 | 第40期 | 第41期 | 第42期 | 第43期 |
|--------------------------|-------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 決算年月 | | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 |
| 売上高 | (百万円) | 1, 152, 413 | 1, 259, 673 | 1, 353, 155 | 1, 411, 643 | 1, 497, 104 |
| 経常利益 | (百万円) | 85, 539 | 93, 335 | 95, 887 | 105, 558 | 124, 509 |
| 親会社株主に 帰属する当期純利益 | (百万円) | 51, 674 | 55, 277 | 56, 109 | 67, 279 | 82, 168 |
| 包括利益 | (百万円) | 56, 955 | 61, 137 | 58, 859 | 60, 578 | 81, 204 |
| 純資産額 | (百万円) | 186, 592 | 222, 005 | 236, 794 | 248, 522 | 275, 485 |
| 総資産額 | (百万円) | 617, 738 | 684, 422 | 701, 119 | 728, 548 | 781, 431 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 2, 400. 55 | 2, 823. 23 | 3, 060. 84 | 3, 243. 97 | 3, 630. 59 |
| 1株当たり 当期純利益金額 | (円) | 648. 57 | 693. 90 | 710. 19 | 863. 11 | 1, 072. 64 |
| 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 | (円) | 648. 28 | 693. 60 | 709. 73 | 862. 52 | 1, 071. 91 |
| 自己資本比率 | (%) | 30. 96 | 32. 86 | 34. 31 | 34. 34 | 35. 32 |
| 自己資本利益率 | (%) | 29. 57 | 26. 57 | 24. 11 | 27. 42 | 31. 23 |
| 株価収益率 | (倍) | 12. 37 | 13. 76 | 18. 90 | 18. 51 | 14. 26 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 87, 839 | 83, 833 | 59, 401 | 78, 822 | 124, 097 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △10, 363 | △59, 435 | 930 | △93, 555 | △33, 407 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △36, 205 | △39, 127 | △60, 808 | △57, 923 | △72, 286 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 | (百万円) | 264, 191 | 253, 236 | 255, 551 | 182, 631 | 200, 180 |
| 従業員数 [外、平均臨時雇用人 員] | (人) | 14, 154 [2, 823] | 14, 597 [3, 134] | 15, 113 [3, 234] | 15, 692 [3, 452] | 16, 054 [3, 502] |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
 - 3. 純資産額には、従業員持株ESOP信託及び株式給付信託が所有する当社株式が「自己株式」として計上されております。但し、平成26年3月31日以前に契約を締結した信託が所有する当社株式については、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、自己資本比率及び自己資本利益率の算出に当たっては、上記の当社株式を自己株式とみなしておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第39期 | 第40期 | 第41期 | 第42期 | 第43期 |
|-------------------------------|-------|-----------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 決算年月 | | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 |
| 売上高 | (百万円) | 508, 404 | 563, 343 | 608, 973 | 617, 377 | 646, 878 |
| 経常利益 | (百万円) | 57, 029 | 56, 825 | 58, 990 | 80, 646 | 85, 422 |
| 当期純利益 | (百万円) | 34, 556 | 33, 542 | 34, 471 | 59, 811 | 59, 926 |
| 資本金 | (百万円) | 29, 060 | 29, 060 | 29, 060 | 29, 060 | 29, 060 |
| 発行済株式総数 | (千株) | 80, 610 | 80, 610 | 79, 324 | 78, 094 | 76, 869 |
| 純資産額 | (百万円) | 125, 236 | 134, 969 | 124, 448 | 130, 992 | 136, 759 |
| 総資産額 | (百万円) | 475, 024 | 474, 237 | 479, 698 | 500, 357 | 535, 839 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 1, 649. 77 | 1, 752. 28 | 1, 654. 87 | 1, 746. 89 | 1, 836. 65 |
| 1株当たり配当額 (内1株当たり中間配 当額) | (円) | 324 (159) | 347 (170) | 375 (185) | 432 (199) | 536 (238) |
| 1株当たり 当期純利益金額 | (円) | 433. 72 | 421. 07 | 436. 32 | 767. 30 | 782. 29 |
| 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 | (円) | 433. 53 | 420. 88 | 436. 04 | 766. 79 | 781. 77 |
| 自己資本比率 | (%) | 27. 67 | 29. 43 | 27. 11 | 26. 92 | 26.06 |
| 自己資本利益率 | (%) | 27. 70 | 24. 75 | 25. 57 | 45. 18 | 43.69 |
| 株価収益率 | (倍) | 18. 49 | 22. 68 | 30.77 | 20.83 | 19. 55 |
| 配当性向 | (%) | 74. 70 | 82. 41 | 85. 95 | 56.30 | 68. 52 |
| 従業員数 [外、平均臨時雇用人 員] | (人) | 9, 428 [988] | 9, 767 [1, 038] | 9, 940 [1, 050] | 10, 256 [1, 125] | 10, 350 [1, 046] |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
 - 3. 純資産額には、従業員持株ESOP信託及び株式給付信託が所有する当社株式が「自己株式」として計上されております。但し、平成26年3月31日以前に契約を締結した信託が所有する当社株式については、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、自己資本比率、自己資本利益率及び配当性向の算出に当たっては、上記の当社株式を自己株式とみなしておりません。
 - 4. 第41期の1株当たり配当額375円には創業40周年記念配当20円が含まれております。

2 【沿革】

| 年月 | 概要 |
|----------------|---|
| 昭和49年6月 | 名古屋市千種区猪高町大字猪子石字八幡6番地の3に、大東産業株式会社を資本金100万円で設立。 |
| 昭和53年9月 | 商号を大東産業株式会社から大東建設株式会社に変更。 |
| 昭和55年3月 | 大東共済会株式会社を設立、業務を開始。 |
| 昭和63年4月 | 商号を大東建設株式会社から大東建託株式会社に変更。 |
| 平成元年1月 | 大東共済会株式会社を全額出資子会社とする。 |
| 3月 | 名古屋証券取引所市場第二部に上場。 |
| 平成2年4月 | 本社機構を東京都品川区北品川四丁目7番35号に移転。 |
| 平成3年9月 | 名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定替え。 |
| 平成4年2月 | 東京証券取引所市場第一部に上場。 |
| 平成5年10月 | 全額出資の大東ファイナンス株式会社を設立(平成5年6月)、業務を開始。(現・連結子会社) |
| 平成6年7月 | 全額出資のハウスコム株式会社を設立(平成6年1月)、業務を開始。 |
| | 全額出資のハウスコム出版株式会社を設立。 |
| 平成7年10月 | 全額出資の販売子会社10社を設立(平成7年4月)、業務を開始。 |
| 平成8年9月 | 全額出資のDAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.及びDAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.を設立し、マレ |
| | ーシアでホテル開発事業に着手。(現・連結子会社) |
| | 本社機構を東京都港区芝公園二丁目4番1号に移転。 |
| 平成9年2月 | 本社用地を品川駅東口再開発地区に取得。 |
| 4月 | 小林建設株式会社の全株式を取得し、大東スチール株式会社とする。(現・連結子会社) |
| | ハウスコム出版株式会社をジューシィ出版株式会社へ社名変更。(現・連結子会社) |
| 5月 | 全額出資の大東建設株式会社を設立。 |
| 平成10年9月 | 全額出資の関西ハウスコム株式会社を設立(平成10年7月)、業務を開始。 |
| 10月 | 販売子会社10社を吸収合併。 |
| 平成11年2月 | 大東ロジテム株式会社をケアパートナー株式会社と社名変更し、在宅介護事業へ進出。(現・連結子 |
| | 会社) |
| 9月 | 品川ビルサービス株式会社を大東建物管理株式会社と社名変更し、賃貸建物管理業務を開始。 |
| 平成12年10月 | 「タクセルホーム」のブランドで戸建て住宅事業へ参入。 |
| 平成13年6月 | 全額出資の株式会社ガスパル関東及び株式会社ガスパル中部を設立、プロパンガス供給事業へ進出。 |
| 平成14年6月 | 全額出資の株式会社ガスパル近畿、株式会社ガスパル中国及び株式会社ガスパル九州を設立。 |
| 8月 | 日本電建株式会社から営業の一部を譲り受けるとともに、タクセルホーム事業部を統合し、全額出資で設立した新日本電建株式会社により戸建住宅事業を推進。 |
| 平成15年3月 | お川駅東口に、賃貸複合ビル「品川イーストワンタワー」竣工。 |
| | 本社機構を東京都港区港南二丁目16番1号(品川イーストワンタワー)に移転。 |
| 4月7月 | 新日本電建株式会社を大東住託株式会社へ社名変更。 |
| 平成16年1月 | ハウスコム株式会社と関西ハウスコム株式会社を統合・再編し、ハウスコム株式会社(現・連結子会 |
| 1 /3/210 1 / 1 | 社)と株式会社ハウスコム不動産情報センターとして営業を開始。 |
| 4月 | 大東住託株式会社と大東建設株式会社を合併し、大東住託株式会社として営業開始。 |
| 10月 | マレーシアホテル(ル・メリディアン・クアラルンプール)を開業。 |
| 平成17年2月 | 株式会社ガスパル九州を株式会社ガスパルへ社名変更。 |
| 5月 | 障がい者雇用促進を目的として大東コーポレートサービス株式会社を設立。(現・連結子会社) |
| 7月 | 株式会社ガスパル東北、株式会社ガスパル関東、株式会社ガスパル中部、株式会社ガスパル近畿、株 |
| | 式会社ガスパル中国を株式会社ガスパルに合併。(現・連結子会社) |
| 平成18年4月 | 大東住託株式会社を大東建設株式会社(現・連結子会社)に社名変更。 |
| 7月 | 賃貸経営受託システムを導入。 |
| 平成19年9月 | 連帯保証人不要サービスを行う、ハウスリーブ株式会社を設立。(現・連結子会社) |
| 平成20年4月 | 大東共済会株式会社を大東建物管理株式会社に合併。(現・連結子会社) |
| 平成23年6月 | ハウスコム株式会社が大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)(現・東京証券取引所JASDAQ市場 |
| | (スタンダード))に上場。 |

| 年月 | 概要 | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|
| 平成24年8月 | グループ会社の本社定型業務、支店間の共通業務の集約を目的として大東ビジネスセンター株式会社 | | | | | |
| | を設立。 | | | | | |
| 平成26年4月 | 全額出資の大東みらい信託株式会社を設立。(現・連結子会社) | | | | | |
| | 大東建物管理株式会社全額出資の少額短期保険ハウスガード株式会社を設立。(現・連結子会社) | | | | | |
| 8月 | 大東建物管理株式会社全額出資の大東エナジー株式会社を設立。(現・連結子会社) | | | | | |
| 平成27年6月 | 6月 CRS BLVD ,LCの出資持分を取得し、米国不動産開発事業に進出。 (現・持分法適用関連会社) | | | | | |
| 8月 | 8月 大東建物管理株式会社全額出資のハウスペイメント株式会社を設立。 (現・連結子会社) | | | | | |
| 10月 | 株式会社ガスパル全額出資の株式会社ガスパル九州を設立。(現・連結子会社) | | | | | |
| 12月 | 株式会社ソラストの株式を取得し、資本業務提携契約を締結。(現・持分法適用関連会社) | | | | | |
| 平成28年1月 | 全額出資のDAITO KENTAKU USA, LLCを設立。(現・連結子会社) | | | | | |
| | 株式会社ガスパル全額出資の大東ガスパートナー株式会社を設立。(現・連結子会社) | | | | | |
| 4月 | 大東コーポレートサービス株式会社が大東ビジネスセンター株式会社を吸収合併。 | | | | | |
| 11月 | 全額出資の大東建託リーシング株式会社を設立。(現・連結子会社) | | | | | |
| 12月 | 株式会社ガスパル全額出資の株式会社ガスパル中国、株式会社ガスパル四国を設立。(現・連結子会 | | | | | |
| | 社) | | | | | |

3 【事業の内容】

当社グループは、当社を含む連結対象会社27社、関連会社4社で構成され、建物賃貸事業によって土地活用を考え る土地所有者に対し、建物賃貸事業の企画・建築・不動産の仲介・不動産管理までを総合的に提供すると共に、関連 事業にも積極的に取り組んでおります。

なお、当社グループの各事業における当社及び関係会社の位置づけは次のとおりであり、セグメントと同一の区分 であります。

建設事業 …………当社は、土地の有効活用に関する企画を提案すると共に建築請負契約を締結し、設計 及び施工を行っております。

> 大東建設株式会社は、当社が施工する建築工事の一部の請負を行っております。ま た、当社の建築工事に要する資材の一部を、大東スチール株式会社が当社に供給して おります。

不動産事業

一括借上 ………大東建物管理株式会社は、「賃貸経営受託システム」において、家主と一括借上契約 を締結し、また、入居者と転貸借契約を締結し、一括借上事業を行っております。

不動産の仲介 ………当社が建設した賃貸建物に対し、当社及びハウスコム株式会社は入居者の仲介斡旋を 行っております。また、ハウスコム株式会社は、当社が建設した賃貸建物以外の一般 の賃貸住宅の仲介も行っております。

不動産の賃貸 ………当社が保有しているオフィスビル等の一部を、テナントに対し賃貸しております。

賃貸物件情報の提供 …ジューシィ出版株式会社では、不動産ポータルサイト「いい部屋ネット」の運営を行 っております。

保証人の受託 ………ハウスリーブ株式会社では、賃貸建物入居者の保証人受託等の事業を行っておりま す。

金融事業 …………大東ファイナンス株式会社は、建築資金融資(金融機関から長期融資が実行されるま でのつなぎ融資)等を行っております。

> 大東みらい信託株式会社は、不動産管理信託を中心とする信託業務及び資産承継・資 産管理に関するコンサルティング業務を行っております。

> 少額短期保険ハウスガード株式会社は、家主及び賃貸入居者向けの保険を販売してお ります。

ハウスペイメント株式会社は、クレジットカードの決済代行業務を行っております。 D. T. C. REINSURANCE LIMITEDは、火災保険の再保険会社です。

- その他事業 ……………1)株式会社ガスパル及びLPガス地域子会社は、燃料(LPガス)の販売等を行っ ております。
 - 2) ケアパートナー株式会社は、デイサービスセンター及び保育施設の運営、訪問介 護サービスを行っております。
 - 3) 大東コーポレートサービス株式会社は、障害者雇用促進法に基づき設立された特 例子会社であり、当社グループから業務を受託し、書類発送や印刷等を行ってお ります。
 - 4) 大東エナジー株式会社は、電気事業者から電力を購入し、電力の利用者に販売・ 供給するサービスを行っております。
 - 5) DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.は、海外ホテル事業の運営を行っている会社に 対して資金融資を行っております。
 - 6) DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.は、海外ホテル事業の運営を行っている会社に 対し出資を行っております。
 - 7) DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. は、マレーシアのクアラルンプー ルにおけるホテル事業を行っております。



4 【関係会社の状況】

| 4 【関係会社の状況」 | l | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------------|----------|--------------------|------------------|--|
| | | 資本金 | - 一冊 タン | 議決権 (被所有 | の所有 育)割合 | |
| 名称 | 住所 | 又は 出資金 | 主要な事業の内容 | 所有 割合 (%) | 被所有 割合 (%) | 関係内容 |
| (連結子会社) | | | | | | |
| 大東建物管理㈱ (注) 2, 4, 11, 12 | 東京都港区 | 百万円 1,000 | 不動産事業 | 100.0 | _ | 当社施工物件の一括借上 事業運営 役員の兼務 2名 |
| 大東建託リーシング㈱ | 東京都港区 | 百万円 100 | 不動産事業 | 100.0 | | — 役員の兼務 2名 |
| 大東ファイナンス(株) | 東京都港区 | 百万円 120 | 金融事業 | 100.0 | | 当社施工物件の施主に対 する建築資金融資等 役員の兼務 1名 |
| ハウスコム(株) (注) 3 | 東京都港区 | 百万円 424 | 不動産事業 | 51.7 | | 当社施工物件に対する入 居者の仲介斡旋 役員の兼務 1名 |
| ジューシィ出版㈱ | 東京都港区 | 百万円 45 | 不動産事業 | 100.0 | _ | 当社施工物件の情報を不 動産ポータルサイトに掲 載 役員の兼務 — |
| ㈱ジューシィ情報 センター | 東京都港区 | 百万円 100 | 不動産事業 | 100.0 | | 一 役員の兼務 一 |
| 大東スチール㈱ | 静岡県焼津市 | 百万円 100 | 建設事業 | 100.0 | _ | 当社施工物件に使用する 建築資材の供給 役員の兼務 1名 |
| 大東建設㈱ | 東京都北区 | 百万円 400 | 建設事業 | 100.0 | _ | 当社施工物件の一部の建 築請負 役員の兼務 1名 |
| ケアパートナー(株) | 東京都港区 | 百万円 100 | その他 | 100.0 | _ | 当社施工物件への入居 役員の兼務 1名 |
| ㈱ガスパル (注) 5, 9 | 東京都港区 | 百万円 120 | その他 | 100.0 | _ | 当社施工物件の入居者に 対する L P ガスの販売 役員の兼務 2名 |
| ㈱ガスパル九州 (注) 5, 10 | 福岡県福岡市 | 百万円 110 | その他 | 100. 0 (100. 0) | | 当社施工物件の入居者に 対するLPガスの販売 役員の兼務 2名 |
| 大東ガスパートナー㈱ (注) 5, 10 | 沖縄県浦添市 | 百万円 40 | その他 | 100. 0 (100. 0) | ĺ | 当社施工物件の入居者に 対するLPガスの販売 役員の兼務 2名 |
| ㈱ガスパル中国 (注) 5, 10 | 岡山県岡山市 | 百万円 40 | その他 | 100. 0 (100. 0) | _ | 当社施工物件の入居者に 対するLPガスの販売 役員の兼務 1名 |
| ㈱ガスパル四国 (注) 5, 10 | 岡山県岡山市 | 百万円 40 | その他 | 100. 0 (100. 0) | _ | 当社施工物件の入居者に 対するLPガスの販売 役員の兼務 1名 |
| 大東コーポレート サービス㈱ | 東京都港区 | 百万円 100 | その他 | 100.0 | _ | 当社グループから書類発 送、印刷等の業務を受託 役員の兼務 ― |
| ハウスリーブ㈱ (注) 4, 10 | 東京都港区 | 百万円 120 | 不動産事業 | 100. 0 (100. 0) | _ | 当社施工物件の入居者の 保証人受託 役員の兼務 1名 |
| | | | | | | |

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決権 (被所有 所有 割合 (%) | の所有 f)割合 被所有 割合 (%) | 関係内容 |
|--|------------------------|-----------------------------|--------------|--------------------------------|---------------------------------|---|
| 大東みらい信託㈱ | 東京都港区 | 百万円 150 | 金融事業 | 100.0 | _ | 当社施工物件の施主等に 対する管理型信託業 役員の兼務 1名 |
| 少額短期保険ハウスガード㈱ (注) 4,10 | 東京都港区 | 百万円 250 | 金融事業 | 100. 0 (100. 0) | _ | 当社施工物件の施主及び 入居者に対する保険の販 売 役員の兼務 2名 |
| 大東エナジー㈱ (注) 4, 10 | 東京都港区 | 百万円 40 | その他 | 100. 0 (100. 0) | _ | 当社所有物件に対する電力の供給 役員の兼務 1名 |
| ハウスペイメント㈱ (注) 4,10 | 東京都港区 | 百万円 45 | 金融事業 | 100. 0 (100. 0) | _ | 当社施工物件の入居者からの支払いに対するクレジットカード決済代行役員の兼務 2名 |
| DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD. (注) 2, 6 | シンガポール ロビンソン ロード | 千米ドル 58,916 | その他 | 100.0 | _ | _ 役員の兼務 1名 |
| DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD. (注) 2 | シンガポール ロビンソン ロード | 千米ドル 149,064 | その他 | 100.0 | _ | _ 役員の兼務 1名 |
| DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN.BHD. (注) 2, 6, 10 | マレーシア クアラルン プール市 | 千マレーシア・ リンギット 86, 529 | その他 | 100. 0 (100. 0) | _ | _ 役員の兼務 1名 |
| D. T. C. REINSURANCE LIMITED | 英領バミューダ 諸島 | 千米ドル 3,001 | 金融事業 | 100.0 | _ | 当社施工物件の入居者の 損害保険に対する再保険 役員の兼務 2名 |
| DAITO KENTAKU USA, LLC (注) 2, 8 | アメリカ デラウェア州 | 千米ドル 39,600 | その他 | 100.0 | _ | _ 役員の兼務 1名 |
| その他匿名組合 1組合 (注) 7 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| (持分法適用関連会社) | アノルカ | 千米ドル | | EO O | | |
| CRS BLVD , LC (注) 8, 10 | アメリカ バージニア州 | 50, 622 | その他 | 50. 0 (50. 0) | _ | 一 役員の兼務 1名 |
| ㈱ソラスト (注) 3 | 東京都港区 | 百万円 478 | その他 | 34. 9 | _ | — 役員の兼務 1名 |
| (株)バルクセーフティー (注) 9, 10 | 神奈川県横浜市 | 百万円 100 | その他 | 49. 0 (49. 0) | _ | 役員の兼務 — |

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 - 2. 上記の子会社のうち、大東建物管理株式会社、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. 及びDAITO KENTAKU USA, LLCは、特定子会社です。
 - 3. ハウスコム株式会社及び株式会社ソラストは、有価証券報告書を提出しております。
 - 4. ハウスリーブ株式会社、少額短期保険ハウスガード株式会社、大東エナジー株式会社及びハウスペイメント株式会社は、当社の子会社である大東建物管理株式会社が全額出資した間接所有子会社です。

- 5. 株式会社ガスパル九州、大東ガスパートナー株式会社、株式会社ガスパル中国及び株式会社ガスパル四国 は、当社の子会社である株式会社ガスパルが全額出資した間接所有子会社です。
- 6. DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. は、当社の子会社であるDAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD. が全額出資した間接所有子会社です。
- 7. その他匿名組合は、当社に賃貸用共同住宅の建築を注文する顧客のアパートローンに保証を提供する合同会 社ディー・エー・ワンが営業者となっている匿名組合であります。実質的な支配が認められることから、 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成23年3月25日)を適用し、子会社としております。
- 8. CRS BLVD |, LCは、当社の子会社であるDAITO KENTAKU USA, LLCが出資した共同支配企業です。
- 9. 株式会社バルクセーフティーは、当社の子会社である株式会社ガスパルが出資した間接所有関連会社です。
- 10. 議決権の所有割合の() 内は、間接所有割合で内数です。
- 11. 大東建物管理株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める 割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 792,545百万円 (2) 経常利益 41,875百万円 (3) 当期純利益 29,588百万円 (4) 純資産額 123,340百万円 (5) 総資産額

12. 大東建物管理株式会社は、平成29年4月1日付けで大東建託パートナーズ株式会社に社名変更いたしまし た。

359,605百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------|------------------|
| 建設事業 | 7,093 [330] |
| 不動産事業 | 5,031 [935] |
| 金融事業 | 34 [1] |
| その他 | 1,682 [1,739] |
| 全社 (共通) | 2, 214 [497] |
| 合計 | 16, 054 [3, 502] |

⁽注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

| | | | 1794=- 1 - 74 11 2012 |
|----------------|----------|-----------|-----------------------|
| 従業員数(人) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与 (円) |
| 10,350 [1,046] | 42. 19 | 7. 91 | 8, 927, 044 |

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------|------------------|
| 建設事業 | 6, 956 [325] |
| 不動産事業 | 1,358 [346] |
| 全社 (共通) | 2,036 [375] |
| 合計 | 10, 350 [1, 046] |

⁽注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の国内経済は、雇用・所得環境において改善の動きがみられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、英国のEU離脱や米国新政権の政策運営が世界経済に与える影響等、先行きについては不透明な状況が続いております。

住宅業界においては、雇用・所得の改善に加え住宅ローン金利の低下などを背景として、住宅着工戸数は平成28年度累計で前年比5.8%増加の97.4万戸となりました。当社グループが主力とする賃貸住宅分野においては、貸家着工戸数は平成27年11月から前年同月比で17ヶ月連続して増加し、平成28年度累計で前年比11.4%増加の42.7万戸となりました。

平成27年1月の相続税法改正や、建設資金の調達コストが低位で安定していることを背景に、土地所有者の皆様の資産承継ニーズは引き続き活性化しております。また、少子・高齢化、晩婚化の進行とともに一人住まい世帯が増加することにより、日本の総世帯数は平成31年まで増加するものと予測され、賃貸住宅の入居需要は引き続き活発に推移するものと見込まれます。賃貸住宅を供給する企業には、入居需要予測に基づく賃貸建物の建築に加え、入居斡旋や建物管理など賃貸建物経営に必要なワンストップサービスの提供が今後一層求められると考えられます。

一方、東日本大震災や熊本地震からの復興需要や東京オリンピック・パラリンピックの開催等、建設市場における建設労働者需給には依然不透明感が残ります。適正な建設工事利益の確保、及び施工体制の強化や品質の確保が継続して課題となります。

このような環境下にあって、当社グループの連結業績は、売上高1兆4,971億4百万円(前連結会計年度比6.1%増)、営業利益1,201億62百万円(前連結会計年度比19.0%増)、経常利益1,245億9百万円(前連結会計年度比18.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益821億68百万円(前連結会計年度比22.1%増)を計上し、9期連続の増収・増益を達成するとともに、売上・各利益の段階で過去最高を更新することができました。

セグメント別の経過及びその成果は以下のとおりです。

建設事業

建設事業につきましては、豊富な受注工事高を背景とした受注工事残高を消化することにより、完成工事高が前連結会計年度比4.8%増の6,239億10百万円となりました。完成工事総利益率につきましては、価格改定による工事の採算改善に加え、労務費の上昇が一部緩和したこと等により、前連結会計年度比2.1ポイント上昇の31.7%となり、営業利益は前連結会計年度比20.9%増の1,091億43百万円となりました。

なお、受注工事高におきましては、前期比5.4%減06,552億74百万円となり、平成29年3月末の受注工事残高は、前期比0.6%増08,964億65百万円となりました。

② 不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建物管理株式会社の家賃収入が増加したことや「連帯保証人不要サービス」を提供しているハウスリーブ株式会社の収入拡大などにより、不動産事業売上高が前連結会計年度比6.4%増の8,246億42百万円となり、営業利益は前連結会計年度比31.5%増の296億21百万円となりました。

単体での入居者斡旋件数は、お部屋探しのお客様への話題性と認知度向上を目的として、賃貸仲介ブランド『いい部屋ネット』の新しいCM放映や年間プロモーションに注力した結果、前期比5.4%増の281,476件となりました。また、平成29年3月末の居住用入居率は前年同月比0.1ポイント上昇の96.9%、事業用入居率は前年同月比0.1ポイント上昇の98.3%となりました。

③ 金融事業

金融事業につきましては、土地オーナー様、入居者様へ家賃や家財を補償する少額短期保険ハウスガード株式会社の契約数の増加等により、売上高が前連結会計年度比20.0%増の66億95百万円、営業利益は前連結会計年度比10.0%増の23億63百万円となりました。

④ その他

その他の事業につきましては、株式会社ガスパルのLPガス供給戸数の増加や、介護が必要な高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数の増加、及び賃貸建物に電力等のエネルギーを供給している大東エナジー株式会社の電力供給戸数の増加等により、売上高が前連結会計年度比16.6%増の418億56百万円、営業利益は前連結会計年度比25.2%減の51億8百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末比175億49百万円増加し、2,001億80百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,240億97百万円の獲得(前連結会計年度は788億22百万円の獲得)となりました。主な獲得要因は、税金等調整前当期純利益の計上1,239億95百万円(前連結会計年度は税金等調整前当期純利益1,052億66百万円)、一括借上修繕引当金の増加167億円、未成工事受入金の増加97億44百万円及び減価償却費80億42百万円です。一方、主な使用要因は、法人税等の支払額449億27百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、334億7百万円の使用(前連結会計年度は935億55百万円の使用)となりました。主な獲得要因は、定期預金の払戻による収入520億円及び有価証券の売却及び償還による収入125億10百万円です。一方、主な使用要因は、定期預金の預入による支出520億円、有形固定資産の取得による支出179億55百万円、無形固定資産の取得による支出121億37百万円及び有価証券の取得による支出89億2百万円です。

財務活動によるキャッシュ・フローは、722億86百万円の使用(前連結会計年度は579億23百万円の使用)となりました。主な獲得要因は、自己株式の処分による収入19億96百万円です。一方、主な使用要因は、配当金の支払364億72百万円、自己株式の取得による支出202億42百万円及び長期借入金の返済による支出171億90百万円です。

(注) 「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等を除いた金額で表示しております。

2 【受注及び売上の状況】

(1) 受注実績

| セグメントの名称 | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円) | 前年同期比(%) |
|----------|---|---|----------|
| 建設事業 | | | |
| 居住用 | 656, 802 | 620, 737 | △5. 5 |
| 賃貸住宅 | 654, 455 | 617, 766 | △5. 6 |
| 戸建住宅 | 2, 346 | 2, 970 | 26. 6 |
| 事業用 | 4, 261 | 3, 911 | △8. 2 |
| その他 | 2, 926 | 3, 896 | 33. 1 |
| 小計 | 663, 990 | 628, 545 | △5. 3 |
| 不動産事業 | | | |
| 営繕工事 | 29, 054 | 26, 729 | △8. 0 |
| 合計 | 693, 044 | 655, 274 | △5. 4 |

(2) 売上実績

| セグメントの名称 | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円) | 前年同期比(%) |
|-----------------|---|---|----------|
| 建設事業 | 595, 364 | 623, 910 | 4.8 |
| 不動産事業 | 774, 807 | 824, 642 | 6. 4 |
| 金融事業 | 5, 579 | 6, 695 | 20. 0 |
| その他 | 35, 891 | 41, 856 | 16. 6 |
| \$ 1 | 1, 411, 643 | 1, 497, 104 | 6. 1 |

- (注) 1. 当社グループでは、建設事業及び不動産事業の一部以外は受注生産を行っておりません。
 - 2. 生産実績を定義することが困難であるため、「生産の状況」は記載しておりません。
 - 3. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

建物種別の完成工事高及び次期繰越工事高は次のとおりです。

| | | 完成二 | 次期繰越工事高 | | | |
|--------|--|------------|--|------------|--------------------------|------------|
| 建物種別 | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | | 当連結会計年度末 (平成29年3月31日) | |
| | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| 居住用 | 589, 275 | 98. 9 | 618, 217 | 99. 1 | 880, 055 | 98. 2 |
| 賃貸住宅 | 586, 579 | 98. 5 | 615, 602 | 98. 7 | 875, 891 | 97. 7 |
| 戸建住宅 | 2, 696 | 0.4 | 2, 615 | 0.4 | 4, 164 | 0.5 |
| 事業用 | 2, 757 | 0.5 | 2, 656 | 0.4 | 6, 153 | 0. 7 |
| その他 | 3, 332 | 0.6 | 3, 036 | 0.5 | 10, 256 | 1. 1 |
| 111 da | 595, 364 | 100.0 | 623, 910 | 100.0 | 896, 465 | 100.0 |

- (注) 1. 前事業年度及び当事業年度において完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はありません。
 - 2. 建物種別「その他」の完成工事高には、下記の不動産事業の営繕工事を含めておりません。 前連結会計年度 28,794百万円 当連結会計年度 26,014百万円

不動産事業の売上実績の内訳は、次のとおりです。

| 区分 | 前連結会計 (自 平成27年 至 平成28年 | | 当連結会計 (自 平成28年 至 平成29年 | 4月1日 | 前年同期 | 比 |
|------------|------------------------------|------------|------------------------------|------------|---------|------------|
| | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 増減率 (%) |
| 一括借上 | 709, 324 | 91.5 | 755, 002 | 91.6 | 45, 678 | 6. 4 |
| 営繕工事 | 28, 794 | 3. 7 | 26, 014 | 3. 1 | △2, 779 | △9. 7 |
| 不動産仲介 | 16, 213 | 2. 1 | 17, 652 | 2. 1 | 1, 438 | 8. 9 |
| 家賃保証事業 | 6, 431 | 0.8 | 9, 702 | 1.2 | 3, 270 | 50. 9 |
| 賃貸事業 | 6, 055 | 0.8 | 6, 266 | 0.8 | 211 | 3. 5 |
| 電力事業 | 4, 288 | 0.6 | 6, 119 | 0.7 | 1, 831 | 42. 7 |
| その他 | 3, 700 | 0.5 | 3, 884 | 0.5 | 183 | 5. 0 |
| ∄ † | 774, 807 | 100.0 | 824, 642 | 100.0 | 49, 834 | 6. 4 |

また、参考のため提出会社の受注工事高、完成工事高、次期繰越工事高は、次のとおりです。

| 項目 | 工事別 | 前期繰越工事高 (百万円) | 当期受注工事高 (百万円) | 計 (百万円) | 当期完成工事高 (百万円) | 次期繰越工事高 (百万円) |
|--------------------------------------|-----|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|
| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 建築 | 815, 646 | 664, 346 | 1, 479, 992 | 595, 772 | 884, 220 |
| 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | 建築 | 884, 220 | 628, 603 | 1, 512, 824 | 623, 952 | 888, 872 |

⁽注) 1. 前期以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、当期受注工事高にその増減額を含んでおります。従って、当期完成工事高にも係る増減額が含まれております。

^{2.} 次期繰越工事高は、(前期繰越工事高+当期受注工事高-当期完成工事高)です。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営基本方針

当社は、「限りある大地の最有効利用を広範囲に創造し、実践して社会に貢献する」を経営理念として掲げております。この経営理念を具現化していくため、賃貸住宅分野において土地所有者と入居者双方のニーズを最大限に活かし、良質な賃貸住宅の供給に努めると共にその周辺分野へも事業拡大して参ります。

また、事業活動における具体的な指針とするため、当社では以下の5項目を経営基本方針として定めております。

- ① 顧客第一主義に徹する(CS重視の経営)
- ② 重点主義に徹する(経営資源の重点的な投入)
- ③ 顧客の要望に合わせ、当社を創造(造り変え)する(市場環境への適応)
- ④ 現金取引主義を貫徹する (キャッシュ・フロー重視)
- ⑤ 高い生産性を背景とした高賃金主義に徹する(成果主義の人事処遇)

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、「売上高営業利益率 7 %以上」「ROE (自己資本当期純利益率) 20%以上」を確保することを主要な経営指標目標として定めております。当期におきましては、売上高営業利益率8.0%、ROE 31.2%となっております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、中期経営スローガン「賃貸住宅にできることを、もっと。」を昇華させ、「生きることは、 託すこと。」を新ブランドメッセージとして、強い企業ブランドの構築を進めて参ります。

中期経営目標としましては、平成33年3月期に、売上高1兆8,020億円、営業利益1,380億円、親会社株主に帰属する当期純利益950億円、ROE (自己資本当期純利益率)30.0%の実現を目指すとともに、貸家着工戸数におきましては、シェア18%以上(賃貸市場規模を39万戸と想定)獲得することを設定しております。

セグメント別の中長期的な経営戦略は以下のとおりです。

建設事業

建設事業では、今後、営業要員を3,800名体制(平成29年3月末3,383名)に増強し、全国約4,600エリアでの市場調査を反映した市場規模・長期入居需要に基づき店舗展開を行うなど、市場成長性を考慮した経営資源の投下を行います。併せて、「資産活用・資産承継」を切り口としたコンサルティング営業を継続して注力するとともに、当社グループの信託会社(大東みらい信託株式会社)と協働した土地所有者の皆様への資産運用・資産承継に関するきめ細かなサービスを提供して参ります。

また、東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする今後の国内建設需要の更なる高まりを踏まえ、工事原価の抑制、労働力の確保及び施工体制の強化のため、協力会社との連携強化に引き続き取り組んで参ります。

これらの施策により、平成33年3月期には、受注工事高7,520億円、完成工事高7,040億円、完成工事総利益率30.0%を目指します。

② 不動産事業

不動産事業では、大東建物管理株式会社から社名変更した大東建託パートナーズ株式会社と、当社の不動産仲介部門を分社化した大東建託リーシング株式会社による新しい入居者斡旋体制により、入居者斡旋活動の更なる効率化を図って参ります。

また、SNS(facebook、twitter、LINE等)を活用した入居者斡旋活動を継続するとともに、LPGAツアー「大東建託・いい部屋ネットレディス」(日本女子プロゴルフ協会公認)の開催等、ファン層の拡大や賃貸仲介ブランド「いい部屋ネット」の知名度向上に取り組んで参ります。

これらの施策により、平成33年3月期には、不動産事業売上高1兆236億円、入居者斡旋件数34.4万件、居住用 入居率96.9%(平成33年3月)を目指します。

③ 金融事業及びその他事業

金融事業及びその他事業では、株式会社ガスパルをはじめとするガスパルグループのLPガス供給戸数、ケアパートナー株式会社のデイサービス施設や保育施設の更なる拡大に加え、少額短期保険ハウスガード株式会社による土地オーナーの皆様や入居者の皆様に対する保険事業の拡大等により、コアビジネスとシナジー効果の高い事業を拡大して参ります。

これらにより、平成33年3月期には、金融事業及びその他事業売上高744億円を目指します。

また、「介護・保育事業」「エネルギー事業」「海外事業」を"新コア事業"として位置付け、コア事業の周辺ビジネスの拡大も進めて参ります。

(4) 経営環境と対処すべき課題

平成27年1月の相続税法改正を踏まえ、高齢化の進む土地所有者の皆様にとって資産承継や税務対策を背景とした土地活用ニーズは一層活発化しており、今後もそのニーズは底堅く推移するものと予測されます。当社グループとしては、土地所有者の皆様が、"次世代への円満・円滑な資産承継"を実現するため、資産承継に関するトータルサービスの提供を強化する必要があります。

一方、少子・高齢化、晩婚化等の進行による一人住まい世帯数の増加やライフスタイルの多様化による住まいに対する価値観の変化等により、入居需要は引き続き活発に推移するものと見込まれます。そのような中、入居者の皆様のニーズは多様化し、住まいを選ぶ目は一層厳しくなっております。当社グループとしましては、入居者の皆様にとって魅力ある建物・住まいの提供はもとより、入居者の皆様の暮らしをより安心で快適・豊かにするサービスの充実に注力する必要があります。

また、今後の東日本大震災や熊本地震の復興需要の本格化や東京オリンピック関連の国内建設需要の高まりを踏まえ、適正な建設工事利益の確保や施工体制の強化、品質の確保にも継続して注力する必要があります。

なお、当社グループは、平成29年5月より、当社、大東建託パートナーズ株式会社(大東建物管理株式会社が平成29年4月1日付けで社名変更)、大東建託リーシング株式会社を当社グループ主要3社と位置付け、新たな当社グループ体制を始動いたしました。今後は主要3社を中心として、当社グループの業務の細分化や効率化を図ることにより、各事業分野での専門性を高めて参ります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 原材料費等の高騰による原価の上昇、利益率の低下

当社は、賃貸建物の建設において、当社が元請けとなり、当社の現場監督(施工技術者)が直接施工業者に分離分割発注を行い、完成工事原価の抑制を実施しております。しかしながら、各種建設資材の価格上昇や労務費の上昇が施工業者への発注単価の上昇となることがあります。それらの結果、原価が上昇し、売上総利益率が低下する可能性があります。

(2) 税制改正による業績への影響

当社は、土地所有者に土地有効活用として賃貸マンション・アパートの建設を提案するコンサルティング営業を行い、建設受注を獲得しております。現在において土地活用の有効な手段は、建物賃貸事業経営とされておりますが、税制改正により建物賃貸事業に関連する税負担等に変動があった場合、建設受注獲得に影響があり業績が変動する可能性があります。

(3) 金利の急上昇による受注キャンセル

土地所有者が建物賃貸事業を行う際、建物の建築代金は金融機関から借入れにて調達することが一般的です。現在、長期金利は、依然、低金利状況が続いており、家賃相場が弱含みの中でも一定の事業利回りが確保されるため、土地所有者が建物賃貸事業に踏み切る一つの要因となっております。金利が急激に上昇した場合、施工準備中の物件では、採算悪化を懸念した土地所有者が発注キャンセルを申し出るケースや建築プランの見直しが必要となるケースが発生する懸念があります。その際、受注高や完成工事高の計画が未達となる場合があります。

(4) 法施行・法改正等に伴う経費増

当社グループは、建設業許可、建築士事務所登録及び宅地建物取引業免許などの許認可を受けて事業を展開し、またこれらの関連法令をはじめその他各種の法令等に基づいた企業活動を行っております。これらの法令等を遵守するためにコーポレートガバナンス及びコンプライアンス推進体制を強化しておりますが、新たな法令等が施行された場合、当該法令等に対応するための経費が追加的に発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の漏洩等のリスク

当社グループは、土地所有者や入居者など様々なお客様の個人情報をお預りしております。個人情報保護には特に配慮し対策を進め事業活動を行っておりますが、万一個人情報の漏洩等があれば、信用を大きく毀損することとなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 自然災害によるリスク

大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、被災した当社グループの建築現場・事業所・情報設備等の修復やお客様の建物の点検、被災したお客様への支援活動などにより、多額の費用が発生する可能性があります。また、被災地域において、社会インフラが大規模に損壊し、相当期間に亘り生産・流通活動が停止することで建築資材・部材の供給が一時的に途絶えたり、多数の社員が被災し勤務できなくなることにより、契約締結・工事着工・工事進捗やテナント斡旋活動が滞り、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、土地所有者の皆様に建物賃貸経営を総合的にお任せいただき、その価値を高めていくために、事業効率の高い賃貸建物を提案しております。そして、多様化する入居者様ニーズに対応するため、商品開発部・設計部を主幹担当部門として、新工法・資材の開発を含め、商品ラインナップの充実に積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発活動に係わる投資総額は、1,425百万円であり、その主なものは以下のとおりです。

(1) 建設事業

商品開発グループにおいては、上半期3商品、下半期3商品の計6商品を新たに開発いたしました。それぞれが 新たな入居者様ニーズに応える新商品となっております。

前年から継続開発していた、共働き世帯の増加などの社会変化に対応した賃貸住宅の企画開発を、外部建築家とのコラボレーションにより実施し、建築家の設計による『プロトタイプ 01』と、当期よりスタートした賃貸住宅ブランドDK SELECT第一弾として、プロトタイプ01の要素を取り入れた普及型商品『ディエラ』の2商品を、DK SELECT第二弾として、ふたりの時間をカタチにするアイテムを多数取り入れた住まい『ルタン』『ルタンパルト』の2商品を開発いたしました。さらに、DK SELECT第三弾として、都市部向けに、コンパクトでセキュリティを強化した中階段形式商品、中層『コンテ・スリー』、低層『コンテ』の2商品を開発いたしました。

また、既存2商品について、新たに6プランを開発し、既存含む全商品について、省エネ法改正に対応し平成28 年省エネ基準適合仕様への改善を実施いたしました。

さらに、社会状況にあわせ、無料インターネット (Wi-Fi) 接続サービスである『DK SELECT ネットサービス』 と警報器付きインターホン及びインターネット通販で利用されるメール便が収納できるメール便BOXの運用を開始いたしました。

未来の賃貸住宅に対する新たな取り組みとしては、日本デザインセンター主催の展覧会「ハウスビジョン2016」に『賃貸空間タワー』を企画・開発いたしました。実棟を建設し、一般の方々に体感していただく事で、多くの貴重なご意見を入手する事が出来ました。

また、日本唯一の建築倉庫へ『賃貸空間タワー』、『プロトタイプ 01』等の模型を展示し、当社のブランドイメージ向上、技術力や先進的な取り組みのアピールに取り組みました。

技術開発グループにおいては、入居者様に快適な住空間をご提供するために、当社主力商品である 2×4 工法の建物にて生活音が気にならない"音性能"となる仕様の開発を継続して取り組んでおり、『間取り』・『階段形式』によって"音性能"にどのような影響を及ぼすのかについて研究しております。

また、入居者様に満足していただける賃貸住宅の供給のために、入居者様の"使い勝手"や"ライフスタイル"に対応出来る内装建材や住宅設備機器の開発とともに、木造1時間耐火構造の商品化に向けた仕様・工法の開発についても継続して取り組んでおります。

設備においては、防犯性能を高めた賃貸住宅の開発に取り組んでおります。防犯優良賃貸住宅認定事業への積極的な取り組みを行い、平成29年2月24日付けにてフラットタイプの基幹商品で認定を取得いたしました。

また、健康住宅への取り組みとして、花粉やPM2.5などの入居者様に有害な外気を室内に侵入させないために、花粉除去が可能な高性能給気フィルターの開発にも取り組んでおり、平成29年2月より当社が管理する賃貸住宅に試行設置を行っております。

基礎工法においては、小規模建築物を対象とした杭状地盤補強であるDK-Pileの仕様強化として、杭の先端径拡大による載荷実験を実施し、性能評価機関における追加認証を取得いたしました。

以上により、建設事業の研究開発費は1,425百万円となりました。

なお、子会社においては、研究開発活動は特段行われておりません。

(2) 不動産事業、金融事業及びその他

研究開発活動は特段行われておりません。

(3) 全社共通

研究開発活動は特段行われておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりです。

なお、本項に記載した見通し、予想、方針等の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しており、実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

(1) 財政状態の分析

① 資産

当連結会計年度末の総資産につきましては、前連結会計年度末比528億82百万円増加して、7,814億31百万円となりました。これは主に、現金預金145億49百万円、有形固定資産120億56百万円、有価証券88億92百万円、長期繰延税金資産82億66百万円、無形固定資産69億70百万円、前払費用33億32百万円及び営業貸付金22億46百万円が増加した一方、投資有価証券71億41百万円が減少したことによるものです。

② 負債

負債につきましては、前連結会計年度末比259億19百万円増加して、5,059億45百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金273億83百万円、一括借上修繕引当金167億円、未成工事受入金97億44百万円、前受金66億20百万円及び工事未払金61億67百万円が増加した一方、長期借入金445億74百万円が減少したことによるものです。

③ 純資産

純資産につきましては、前連結会計年度末比269億63百万円増加し、2,754億85百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により821億68百万円が増加した一方、配当金の支払いにより364億72百万円及び自己株式の取得・処分により177億6百万円が減少したことによるものです。

以上により、自己資本比率は前連結会計年度末比0.98ポイント上昇して35.32%となりました。

<従業員持株ESOP信託及び株式給付信託について>

当社は、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに当社の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ること並びに株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員持株ESOP信託」及び「株式給付信託」を設定しております。

これらの信託に関する会計処理については、経済的実態を重視し、当社とこれらの信託は一体であるとする会計処理を行っております。このため、これらの信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書上において株主資本の控除科目の「自己株式」として表示しております。ただし、平成26年3月31日以前に契約を締結した信託が所有する当社株式については、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本当期純利益率、自己資本比率、1株当たり純資産、自己資本、配当性向、期末自己株式数及び期中平均株式数の算出に当たり自己株式とみなしておりません。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (追加情報) (従業員持株ESOP信託及び株式給付信託における取引の概要等)」をご参照ください。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

① セグメント別業績

セグメント別業績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

② 売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度に比べ12.2%増加し、2,855億88百万円となりました(前連結会計年度は2,544億27百万円)。これは主に、価格改定による工事の採算改善に加え労務費の上昇が一部緩和したことなどにより完成工事総利益率が上昇したこと、着工促進等により完成工事高が増加したこと及び一括借上物件の増加に伴い家賃収入が増加したことによるものです。

③ 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ7.8%増加し、1,654億26百万円となりました(前連結会計年度は1,534億26百万円)。これは主に、人件費が30億48百万円増加したこと、広告宣伝・販促費が56億26百万円増加したこと、情報処理費が22億82百万円増加したこと及び租税公課が16億72百万円増加したことによるものです。

④ 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ19.0%増加し、1,201億62百万円となりました(前連結会計年度は1,010億1百万円)。増加要因は、売上総利益の増加311億61百万円によるものです。一方、減少要因は、販売費及び一般管理費の増加119億99百万円によるものです。

⑤ 経常利益

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ18.0%増加し、1,245億9百万円となりました(前連結会計年度は1,055億58百万円)。これは主に、営業利益が191億61百万円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

- ① 当社グループが行っている「賃貸経営受託システム」による一括借上事業において、入居率の低下、空室の増加は、事業収支の悪化を招き、さらには土地所有者への建物賃貸事業に対する意欲の低下により受注実績に影響します。そのため、当社では入居率の動向を注意深くチェックしており、低下傾向が続いた場合は、入居率の回復を図るため社内の入居者斡旋営業部門の増強策を実施いたします。また、高い入居率を維持するため、入居者の快適性・利便性を追求し、長くお住まいいただける管理サービスを提供して参ります。
- ② 土地所有者が建物賃貸事業を行う際、建物の建築代金は金融機関から借入れにて調達することが一般的であります。金融情勢の変化により、金融機関による事業融資の貸し渋りなど、融資スタンスの変更がなされた場合、施工準備中の物件では、着工の遅れや受注キャンセルとなるケースが発生する恐れがあります。その結果、受注高や完成工事高の計画が未達となる場合があります。当社は、金融市場の動向を注視し、「賃貸経営受託システム」による賃貸事業の安全性・優位性を金融機関にご理解いただくため、金融機関との友好関係構築に注力して参ります。

(5) 経営者の問題意識

経営者の問題意識につきましては、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご 参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資総額は、294億44百万円です。

(建設事業

当連結会計年度における主な設備投資は、基幹システムの構築46億77百万円及び展示場用地40億1百万円です。

(不動産事業)

当連結会計年度における主な設備投資は、大東建物管理株式会社の太陽光発電設備71億60百万円及び基幹システムの構築31億49百万円です。

(金融事業)

当連結会計年度においては、特段の設備投資は行われておりません。

(その他)

当連結会計年度においては、特段の設備投資は行われておりません。

(全社共通

当連結会計年度における主な設備投資は、基幹システムの構築16億88百万円です。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

| 事業所 | セグメント | 30/# o 4-4 | | | 従業 | | |
|------------|-------|------------------|------------|--------------|----------------------|---------|-----------|
| (所在地) | の名称 | 設備の内容 | 建物・ 構築物 | 工具器具 • 備品 | 土地 (面積 m²) | 合計 | 員数 (人) |
| 本社 (東京都港区) | _ | 本社機能及び 賃貸用不動産 | 14, 763 | 75 | 39, 081 (10, 222) | 53, 920 | 950 |

(2) 在外子会社

平成29年3月31日現在

| | 1,9945 1 5,745 21.1.52 | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|--------------------|-----|------------|--------------|-----|--------------------|--------|-----------|
| A 11 6 | 事業所 | セグメン 設備の 帳簿価額(百万円) | | | | 従業 | | | |
| 会社名 | (所在地) | トの名称 | 内容 | 建物・ 構築物 | 工具器具 • 備品 | その他 | 土地 (面積㎡) | 合計 | 員数 (人) |
| DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. | 本店 (マレーシア クアラルンプ ール市) | その他 | ホテル | 3, 973 | 618 | 3 | 1, 688 (8, 972) | 6, 283 | 431 |

- (注) 1. 帳簿価額に建設仮勘定は含まれておりません。
 - 2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具であります。
 - 3. 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。
 - 4. 提出会社は建設事業及び不動産事業等を営んでおりますが、大半の設備は共通的に使用されておりますので、セグメント別に分類せず一括して記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

| A #1 #2 | 事業所 | セグメント | 30./# o 4-25 | 投資 | 予定額 | 資金調 | *** | 完了予定 |
|---------|-------|-----------------------|--------------|-------------|---------------|------|------|------|
| 会社名 | (所在地) | の名称 | 設備の内容 | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | 達方法 | 着手年度 | 年度 |
| 提出会社 | _ | 建設事業 不動産事業 全社共通 | 新基幹 システム | 34, 320 | 12, 207 | 自己資金 | 第40期 | 第47期 |

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

「第3 設備の状況」における各事項の記載については、消費税等を除いた金額で表示しております。

第4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数 (株) | |
|------|---------------|--|
| 普通株式 | 329, 541, 100 | |
| 計 | 329, 541, 100 | |

② 【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (平成29年3月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成29年6月28日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------|-----------------------------|---|-----------|
| 普通株式 | 76, 869, 579 | 76, 869, 579 | 東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数100株 |
| 計 | 76, 869, 579 | 76, 869, 579 | _ | _ |

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年5月18日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第1-A回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 13個 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,300株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年6月15日から 平成54年6月14日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り 新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5. に従って新株予約権者に再編成対象 会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画 承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当 社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該 承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
- (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる 再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第1-B回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 26個 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 2,600株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年6月15日から 平成32年6月14日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1.及び2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる 再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年5月21日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第2-A回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 23個 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 2,300株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年6月18日から 平成55年6月17日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り 新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5. に従って新株予約権者に再編成対象 会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画 承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当 社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該 承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
 - (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第2-B回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 31個 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,100株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年6月18日から 平成33年6月17日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる 再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年5月21日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第3-A回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 38個 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,800株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成26年6月18日から 平成56年6月17日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り 新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5. に従って新株予約権者に再編成対象 会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画 承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当 社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該 承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
 - (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1.及び2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第3-B回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31日) |
|---|---|-----------------------------|
| 新株予約権の数 | 116個 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | = |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 11,600株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成29年6月18日から 平成34年6月17日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1.及び2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年5月20日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第4-A回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 35個 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,500株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年6月17日から 平成57年6月16日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り 新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5. に従って新株予約権者に再編成対象 会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画 承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当 社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該 承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
 - (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第4-B回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 82個 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 8,200株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成30年6月17日から 平成35年6月16日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1.及び2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる 再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年5月20日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第5-A回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 38個 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,800株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年6月17日から 平成58年6月16日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り 新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5. に従って新株予約権者に再編成対象 会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画 承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当 社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該 承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
 - (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第5-B回新株予約権

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31日) |
|---|---|-----------------------------|
| 新株予約権の数 | 70個 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 7,000株 (注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成31年6月17日から 平成36年6月16日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については、取締役 会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取 得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-------------------|-----------------------|----------------------|--------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成27年3月31日 (注) | △1, 285, 900 | 79, 324, 379 | | 29, 060 | ı | 34, 540 |
| 平成28年3月31日 (注) | △1, 230, 000 | 78, 094, 379 | _ | 29, 060 | _ | 34, 540 |
| 平成29年3月31日 (注) | △1, 224, 800 | 76, 869, 579 | _ | 29, 060 | | 34, 540 |

⁽注) 自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

| | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満 | |
|-----------------|--------------------|----------|---------|---------|----------|------|---------|----------|-----------|
| 区分 | 政府及び 地方公共 | 金融機関 | 金融商品 | その他の | 外国治 | 去人等 | 個人 | 計 | 株式の 状況 |
| | 団体 | 並慨隊眹 | 取引業者 | 法人 | 個人以外 | 個人 | その他 | 口 | (株) |
| 株主数 (人) | _ | 80 | 32 | 732 | 770 | 6 | 15, 734 | 17, 354 | _ |
| 所有株式数 (単元) | | 197, 096 | 25, 414 | 41, 956 | 432, 022 | 6 | 69, 921 | 766, 415 | 228, 079 |
| 所有株式数 の割合(%) | _ | 25. 72 | 3. 32 | 5. 47 | 56. 37 | 0.00 | 9. 12 | 100.00 | _ |

- (注) 1. 自己株式345,621株は、「個人その他」に3,456単元、「単元未満株式の状況」に21株を含めて記載しております。
 - 2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ13単元及び75株含まれております。
 - 3. 「金融機関」の欄には、従業員持株 ESOP信託が所有する株式が5,006単元及び株式給付信託が所有する株式が3,159単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

| | | 1 /3 | X29年3月31日現任 |
|--|---|---------------|--------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口) | 港区浜松町二丁目11-3 | 3, 382 | 4. 40 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口) | 中央区晴海一丁目8-11 | 3, 352 | 4. 36 |
| CBNY-ORBIS SICAV (常任代理人シティバンク銀行株式 会社) | 31, Z. A. BOURMICHT, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (新宿区新宿六丁目27-30) | 1, 673 | 2. 17 |
| 住友不動産株式会社 | 新宿区西新宿二丁目 4-1 | 1, 606 | 2. 09 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部) | P. 0 BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (港区港南二丁目15-1) | 1, 567 | 2. 03 |
| 大東建託協力会持株会 | 港区港南二丁目16-1 | 1, 557 | 2. 02 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5) | 中央区晴海一丁目8-11 | 1, 514 | 1. 97 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式 会社三井住友銀行退職給付信託口) | 中央区晴海一丁目8-11 | 1, 474 | 1. 91 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部) | 225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK, U.S.A. (港区港南二丁目15-1) | 1, 357 | 1.76 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口1) | 中央区晴海一丁目 8-11 | 1, 118 | 1. 45 |
| 計 | _ | 18, 605 | 24. 20 |
| | | | |

(注) 1. 平成27年4月22日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者3社が、平成27年4月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、変更報告書(大量保有報告書)の内容は、以下のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合 (%) |
|---|---|-----------------|-------------|
| 野村證券株式会社 | 中央区日本橋一丁目9番1号 | 320 | 0.40 |
| NOMURA INTERNATIONAL PLC | 1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom | 39 | 0.05 |
| NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc | Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316 | 0 | 0.00 |
| 野村アセットマネジメント株式会社 | 中央区日本橋一丁目12番1号 | 2, 086 | 2. 63 |
| 計 | _ | 2, 445 | 3. 08 |

2. 平成28年10月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者1社が、平成28年10月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合 (%) |
|-------------------|----------------|-----------------|----------------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 中央区八重洲一丁目2番1号 | 347 | 0.44 |
| アセットマネジメント0ne株式会社 | 千代田区丸の内一丁目8番2号 | 3, 761 | 4. 82 |
| 111-1-1 | _ | 4, 108 | 5. 26 |

3. 平成29年3月22日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書)において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者9社が、平成29年3月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、変更報告書(大量保有報告書)の内容は、以下のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合 (%) |
|---|--|-----------------|-------------|
| ブラックロック・ジャパン株式会社 | 千代田区丸の内一丁目8番3号 | 1, 665 | 2. 13 |
| ブラックロック・フィナンシャル・ マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク イースト52ストリート 55 | 420 | 0. 54 |
| ブラックロック・インベストメン ト・マネジメント・エルエルシー | 米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェア ドライブ 1 | 81 | 0.10 |
| ブラックロック (ルクセンブルグ) エス・エー | ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F.ケネ ディ通り 35A | 83 | 0.11 |
| ブラックロック・ライフ・リミテッ ド | 英国 ロンドン市 スログモートン・アベ ニュー 12 | 204 | 0. 26 |
| ブラックロック・アセット・マネジ メント・アイルランド・リミテッド | アイルランド共和国 ダブリン インター ナショナル・ファイナンシャル・サービ ス・センター JPモルガン・ハウス | 305 | 0. 39 |
| ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッド | 英国 ロンドン市 スログモートン・アベ ニュー 12 | 121 | 0. 16 |
| ブラックロック・ファンド・アドバ イザーズ | 米国 カリフォルニア州 サンフランシス コ市 ハワード・ストリート 400 | 931 | 1. 19 |
| ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、 エヌ. エイ. | 米国 カリフォルニア州 サンフランシス コ市 ハワード・ストリート 400 | 1, 696 | 2. 17 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーケー) リミテッド | 英国 ロンドン市 スログモートン・アベ ニュー 12 | 189 | 0. 24 |
| 計 | _ | 5, 700 | 7. 30 |

4. 平成29年3月23日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アバディーン投信投資顧問株式会社及びその共同保有者1社が、平成29年3月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合 (%) |
|-----------------------------------|---|-----------------|-------------|
| アバディーン投信投資顧問株式会社 | 港区虎ノ門一丁目2番3号 | 333 | 0. 43 |
| アバディーン アセット マネージメ ント アジア リミテッド | 21 チャーチストリート #01-01 キャピタ ルスクエア 2 シンガポール 049480 | 3, 640 | 4. 66 |
| 111-1-1 | - | 3, 973 | 5. 09 |

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------------------|----------|----------------|
| 無議決権株式 | _ | _ | _ |
| 議決権制限株式(自己株式等) | _ | _ | _ |
| 議決権制限株式(その他) | _ | _ | _ |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 345,600 | - | + |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 76, 295, 900 | 762, 959 | _ |
| 単元未満株式 | 普通株式 228, 079 | _ | 一単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 76, 869, 579 | _ | _ |
| 総株主の議決権 | _ | 762, 959 | <u>-</u> |

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、すべて当社保有の自己株式です。
 - 2. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄には、従業員持株ESOP信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。
 - 3. 「完全議決権株式 (その他)」株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----------------------|-------------|------------------|---------------|-----------------|------------------------|
| (自己保有株式) 大東建託株式会社 | 港区港南二丁目16-1 | 345, 600 | ı | 345, 600 | 0. 45 |
| 計 | _ | 345, 600 | _ | 345, 600 | 0.45 |

(注) 従業員持株 ESOP 信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

① 平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプションAプラン)

当該制度は、会社法に基づき、平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものです。

平成24年5月18日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第1-A回新株予約権を発行することを決議し、平成24年6月14日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成24年 5 月 18日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成25年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第2-A回新株予約権を発行することを決議し、平成25年6月17日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成25年5月21日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役11名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成26年 5 月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第 3 - A回新株予約権を発行することを決議し、平成26年 6 月17日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成26年5月21日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役6名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成27年 5 月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第 4-A回新株予約権を発行することを決議し、平成27年 6 月16日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成27年5月20日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役7名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成28年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第5-A回新株予約権を発行することを決議し、平成28年6月16日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成28年5月20日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役9名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |
| | |

平成29年5月22日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションAプランとしての第6-A回新株予約権を発行することを決議し、平成29年6月16日付で発行しました。

| | 7,770 |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 決議年月日 | 平成29年5月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 11,600株 (注) 2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成29年6月17日から平成59年6月16日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の 承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする.
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10 日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注) 4. に従って新株予約権者に再編成対

象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約、若しくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
- (4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
 - 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプションBプラン)

当該制度は、会社法に基づき、平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものです。

平成24年5月18日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第1-B回新株予約権を発行することを決議し、平成24年6月14日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成24年 5 月18日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成25年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第2-B回新株予約権を発行することを決議し、平成25年6月17日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成25年 5 月21日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役11名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成26年 5 月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第 3 - B回新株予約権を発行することを決議し、平成26年 6 月17日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成26年5月21日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役6名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成27年 5 月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第 4 - B回新株予約権を発行することを決議し、平成27年 6 月16日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成27年5月20日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役7名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成28年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第5-B回新株予約権を発行することを決議し、平成28年6月16日付で発行しました。

| 決議年月日 | 平成28年5月20日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役9名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |
| | |

平成29年5月22日開催の取締役会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションBプランとしての第6-B回新株予約権を発行することを決議し、平成29年6月16日付で発行しました。

| | 7,770 |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 決議年月日 | 平成29年5月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 7,000株 (注) 2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成32年6月17日から平成37年6月16日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の 承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 |

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 - 2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 1. 及び2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 ト記「新株予約権の行使期間」の関始日又は組織再編成
 - 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
 - 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

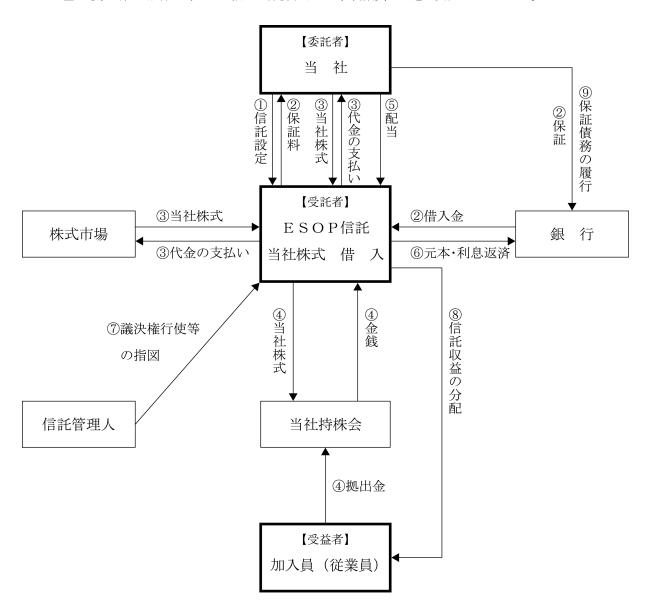
(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1. 従業員持株ESOP信託制度

(1) 従業員株式所有制度の概要

当社は、平成27年11月24日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」(以下「ESOP信託」といいます。)の再導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員(以下「従業員」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中(平成27年12月16日~平成28年1月29日)に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。



- ① 当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ② ESOP信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入に当たっては、当社がESOP信託の借入について保証を行います。
- ③ ESOP信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を当社及び株式市場から予め定める取得期間中に取得します。
- ④ ESOP信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拠出された金銭をもって譲渡可能な数の 当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。
- ⑤ ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。
- ⑥ ESOP信託は、当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。
- ⑦ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。
- ⑧ 信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し 信託期間内の拠出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。
- ⑨ 信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に 対して一括して弁済いたします。
- ※ 当社持株会への売却によりESOP信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信 託が終了いたします。
- (2) 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数 673,700株
- (3) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

2. 株式給付信託制度

(1) 従業員株式所有制度の概要

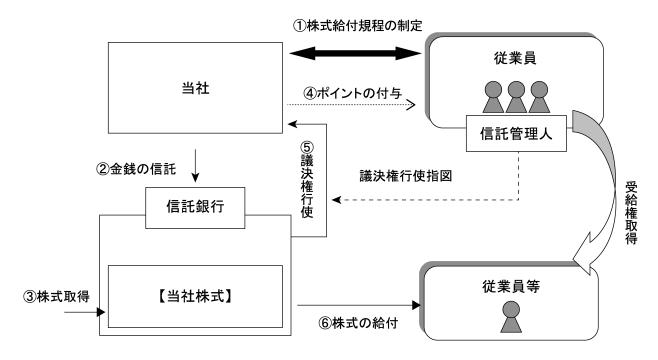
当社は、平成23年7月4日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブ・プランとして「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしました。

本制度は予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員の中から業績や成果に応じて「ポイント」(1ポイントを1株とします。)を付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件を満たした従業員に対して獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲の向上や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まることが期待されます。

なお、交付すべき株式数の増加が見込まれることから、主としてその取得資金を確保するために、平成26年7月14日開催の取締役会及び平成29年5月22日開催の取締役会において、本制度に対し、金銭を追加拠出することにつき決議いたしました。



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託(他益信託)します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、業績や成果に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権を取得した場合に信託銀行から、獲得している「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

(2) 従業員等に取得させる予定の株式の総数

平成23年7月4日開催の取締役会決議分は418,100株、平成26年7月14日開催の取締役会決議分は212,400株であります。なお、平成29年5月22日開催の取締役会決議分につきましては、有価証券報告書提出日以後に信託銀行へ2,660百万円の追加拠出を行い、株式を取得する予定であり、有価証券報告書提出日現在、従業員等に取得させる予定の株式の総数は未定です。

(3) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 当社「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

| 区分 | 株式数 (株) | 価額の総額(円) |
|--|-------------|-------------------|
| 取締役会(平成28年4月28日)での決議状況 (取得期間平成28年5月2日~平成29年3月30日) | 1, 300, 000 | 20, 200, 000, 000 |
| 当事業年度前における取得自己株式 | _ | _ |
| 当事業年度における取得自己株式 | 1, 224, 800 | 20, 200, 000, 000 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | 75, 200 | _ |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | 5.8 | _ |
| 当期間における取得自己株式 | _ | _ |
| 提出日現在の未行使割合(%) | 5.8 | _ |

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額 (円) |
|--|-------------|-------------------|
| 取締役会(平成29年4月28日)での決議状況 (取得期間平成29年5月1日~平成30年3月30日) | 1, 580, 000 | 24, 700, 000, 000 |
| 当事業年度前における取得自己株式 | _ | _ |
| 当事業年度における取得自己株式 | _ | _ |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | _ | _ |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | _ | _ |
| 当期間における取得自己株式 | _ | _ |
| 提出日現在の未行使割合(%) | 100.0 | 100.0 |

⁽注) 当期間における取得自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した自己株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

| 区分 | 株式数 (株) | 価額の総額 (円) |
|-----------------|---------|--------------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 2, 564 | 42, 117, 380 |
| 当期間における取得自己株式 | 314 | 5, 158, 745 |

⁽注) 当期間における取得自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| | 1 | | I | | |
|--------------------------------------|-------------|----------------|----------|----------------|--|
| | 当事 | 業年度 | 当期間 | | |
| 区分 | 株式数(株) | 処分価額の総額 (円) | 株式数(株) | 処分価額の総額 (円) | |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | _ | _ | _ | _ | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 (注) 3 | 1, 224, 800 | _ | _ | _ | |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行っ た取得自己株式 | _ | _ | _ | _ | |
| その他 (ストックオプション行使によるもの) (注) 1、3 | 12, 500 | 12, 500 | _ | _ | |
| (単元未満株主の売渡請求による売渡し) (注) 3 | 28 | 438, 760 | 43 | 666, 500 | |
| 保有自己株式数 (注) 1、2、3 | 345, 621 | _ | 345, 892 | _ | |

- (注) 1. 当期間における処理自己株式数及び保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプション行使により処理された自己株式数は含めておりません。
 - 2. 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しにより増減した自己株式数は含めておりません。
 - 3. 当事業年度及び当期間における処理自己株式数及び保有自己株式数には、従業員持株ESOP信託及び株式 給付信託が処理及び保有する当社株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

(1) 配当政策

当社では、株主に対する利益還元を最重要経営課題として認識し、実践して参りました。経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。

この基準に鑑みて、当期の1株当たりの年間配当金を536円(中間配当金として238円支払済み)とさせていただきました。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。また、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| 平成28年10月27日 取締役会 | 18, 359 | 238 |
| 平成29年6月28日 定時株主総会 | 22, 804 | 298 |

(2) 自己株式の取得・消却

当社は、親会社株主に帰属する当期純利益が100億円を超え、かつ大型の資金需要がない等、一定の条件を満たしている場合は、取得上限枠を親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処として継続的に自己株式を取得し消却することとしております。

当該基準に鑑み、親会社株主に帰属する当期純利益の30%にあたる自己株式(上限枠:金額247億円、株式数158.0万株)を平成30年3月までに取得し、同年3月末に消却する予定です。

(3) 総還元性向

配当性向50%と自己株式の取得・消却30%を合わせて、総還元性向は今後とも80%とする予定です。

(4) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質強化のために有利子負債返済の原資とするほか、将来成長のための開発投資へも振り向け、継続的な企業価値並びに株主利益の拡大に注力してまいります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第39期 | 第40期 | 第41期 | 第42期 | 第43期 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 |
| 最高 (円) | 9, 060 | 11, 040 | 15, 485 | 16, 550 | 18, 170 |
| 最低(円) | 6, 640 | 7, 490 | 9, 253 | 11, 550 | 15, 025 |

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成28年10月 | 11月 | 12月 | 平成29年1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 17, 590 | 17, 910 | 18, 000 | 18, 170 | 16, 260 | 16, 290 |
| 最低(円) | 15, 570 | 16, 565 | 16, 910 | 15, 730 | 15, 315 | 15, 220 |

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率6.7%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有 株式数 (千株) |
|---------|----|------|-----------------|---|---------------------------------|-------------------|
| 代表取締役社長 | | 熊切直美 | 昭和33年 9月26日生 | 昭和59年4月当社入社 平成9年4月経営企画室長就任 平成13年4月執行役員住宅販売部長就任 平成14年7月執行役員業務本部長兼経営企画室長就任 平成16年4月執行役員テナント営業統括本部長就任 平成17年4月取締役東海営業部長就任 平成17年4月取締役東海営業部長就任 平成17年4月常務取締役業務本部長兼法務部長就任 大東ファイナンス株式会社代表取締役社長就任 大東コーポレートサービス株式会社代表取締役就長 日本10年4月常務取締役社長就任 平成18年7月ケアパートナー株式会社代表取締役就任 DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD. 代表取締役社長就任 平成19年4月常務取締役業務本部長就任 平成20年4月常務取締役業務本部長就任 大東コーポレートサービス株式会社代表取締役就長 日本10年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年 | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | 12 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有 株式数 (千株) |
|-------|-------------------------|-------|------------------|--|---------------------------------|-------------------|
| 常務取締役 | 建築事業本部長 | 小林 克満 | 昭和36年 6月16日生 | 昭和61年2月当社入社 平成14年4月商品開発部長就任 平成17年4月営業企画部長就任 平成23年4月執行役員営業統括部長就任 平成24年4月常務執行役員営業統括部長就任 平成24年6月取締役常務執行役員営業統括部長就任 平成25年4月大東ファイナンス株式会社代表取締役社長就任 平成28年4月常務取締役営業統括部長就任 平成29年4月常務取締役営業統括部長就任 | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | 4 |
| 常務取締役 | 経営管理本部 長兼関連事業 本部長 | 川合 秀司 | 昭和42年 1月22日生 | 平成元年 4 月当社入社 平成23年 4 月経営企画室長就任 平成24年 4 月執行役員経営企画室長就任 平成24年 6 月取締役執行役員経営企画室長就任 平成25年 4 月取締役執行役員子会社事業本部長兼経営企画室長就任 | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | 3 |
| 取締役 | 関連事業本部 部長 | 内田 寛逸 | 昭和40年 5月2日生 | 昭和62年8月当社入社 平成18年4月購買部長就任 平成20年4月購買部長兼経営戦略委員会部長就任 平成21年7月業務企画部長兼購買部長就任 | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | 3 |
| 取締役 | 不動産事業本部長 | 竹内 啓 | 昭和40年 11月29日生 | 平成元年4月当社入社 平成19年4月首都圏営業部長就任 平成22年4月東海営業部長就任 平成24年4月執行役員テナント営業統括部長就任 ジューシィ出版株式会社代表取締役社長就任 株式会社ジューシィ情報センター代表取締役社長 就任 平成26年6月取締役執行役員テナント営業統括部長就任 平成27年4月取締役執行役員中日本建築事業本部長就任 平成28年4月取締役中日本建築事業本部長就任 平成29年4月取締役不動産事業本部長就任(現任) | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | 1 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有 株式数 (千株) |
|-----|----------------------------------|-------|-----------------|--|---------------------------------|-------------------|
| 取締役 | 東日本建築事 業本部長兼震 災復興会社責 任者 | 齊藤 和彦 | 昭和38年 4月14日生 | 平成4年3月当社入社 平成19年4月中部営業部長就任 平成21年4月執行役員中四国営業部長就任 平成23年4月東北営業部長就任 平成25年4月執行役員東北建築事業部長兼震災復興現地責任者 就任 平成27年4月執行役員東日本建築事業本部長兼震災復興会社責 任者就任 平成27年6月取締役執行役員東日本建築事業本部長兼震災復興 会社責任者就任 平成28年4月取締役東日本建築事業本部長兼震災復興 会社責任者就任 平成28年4月取締役東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任 者就任(現任) | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | 1 |
| 取締役 | 関連事業本部 部長 | 中川(健志 | 昭和38年 4月14日生 | 平成元年11月当社入社 平成14年11月大東建物管理株式会社(現 大東建託パートナーズ 株式会社)取締役就任 平成18年4月株式会社ガスパル専務取締役就任 平成21年4月株式会社ガスパル代表取締役社長就任 平成22年4月執行役員株式会社ガスパル代表取締役社長就任 平成25年4月常務執行役員株式会社ガスパル代表取締役社長就任 平成25年4月常務執行役員株式会社ガスパル代表取締役社長就任 平成26年4月常務執行役員株式会社ガスパル代表取締役社長兼関連事業本部部長就任 平成28年4月上席執行役員株式会社ガスパル代表取締役社長兼関連事業本部部長就任 平成28年6月取締役関連事業本部部長兼株式会社ガスパル代表取締役社長 | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | 1 |
| 取締役 | | 佐藤 功次 | 昭和37年 4月17日生 | 平成3年3月当社入社 平成25年4月大東建物管理株式会社(現 大東建託パートナーズ 株式会社)取締役賃貸管理部長就任 平成27年4月大東建物管理株式会社(現 大東建託パートナーズ 株式会社)常務取締役経営企画室長就任 平成28年4月大東建物管理株式会社(現 大東建託パートナーズ 株式会社)専務取締役就任 平成29年4月大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長就任 平成29年6月取締役兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長就任(現任) | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有 株式数 (千株) |
|-----|----|--------|-----------------|---|---------------------------------|-------------------|
| 取締役 | | 山口 利昭 | 昭和35年 6月26日生 | 平成2年3月大阪弁護士会登録 | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | _ |
| 取締役 | | 佐々木 摩美 | | 昭和58年4月株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行昭和60年3月モルガン・スタンレー証券株式会社(現 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成3年1月同社ヴァイス・プレジデント 平成6年2月同社エグゼクティブ・ディレクター 平成12年12月同社マネージング・ディレクター 平成16年4月クレディスイス・ファースト・ボストン証券株式 会社(現 クレディ・スイス証券株式会社)マネージング・ディレクター 債券本部営業統括本部長 平成27年6月当社取締役就任(現任) | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | _ |
| 取締役 | | 庄田 隆 | 昭和23年 6月21日生 | 昭和47年4月三共株式会社(現 第一三共株式会社)入社 平成11年1月同社欧州部長 平成11年6月同社海外医薬営業本部長 平成13年6月同社取締役 平成13年6月同社常務取締役 平成15年6月同社代表取締役社長 平成17年9月第一三共株式会社代表取締役社長兼CEO 平成22年6月同社代表取締役会長 平成26年6月同社相談役(現任) 平成27年6月宇部興産株式会社社外取締役(現任) 平成29年6月当社取締役就任(現任) | 平成29年 6月 ~ 平成31年 6月 | - |

| 昭和15年8月監査法人中央会計事務所入所 昭和15年9月インテグラン株式会社代表取締役社長 平成9年11月スリーコムジャバン株式会社代表取締役制社長 平成19年11月スリーコムジャバン株式会社収締役事業 の月23日年 8月23日年 8月23日年 8月23日年 昭和29年 8月23日年 8月23日年 昭和17年 5月31日年 5月31日年 昭和17年 5月31日年 日本 1年 1月 1日本アバイア株式会社代表取締役社長 平成19年11月 株式会社インデックス、(現 株式会社ネクス グループ)代表取締役社長 平成19年11月 株式会社インデックス、(現 株式会社ネクス グループ)代表取締役社長 平成19年11月 株式会社インデックス、(現 株式会社ネクス グループ)代表取締役社長 平成19年11月 株式会社人とデックス、(現 株式会社ネクス グループ)代表取締役社長 平成21年6月 当社常動監査役就任(現任) 昭和43年4月本田技研工業株式会社入社 昭和56年4月第二東京弁護士会整縁 46月 当社監査役就任 平成7年6月 当社監査役就任 平成7年6月 当社監査役就任 平成11年6月 当社監査役就任(現任) 昭和39年4月建設省(現 国土交通省)入省 平成11年6月 財団法人住宅改良開発公社理事 平成16年5月建設省中国地方建設局用地部長 平成16年5月建設省中国地方建設局用地部長 平成17年7月株式会社が上す・ケイ企画代表取締役社長(現任) 昭和57年7月株式会社が上す・ケイ企画代表取締役社長(現任) 昭和51年4月株式会社の建理・平成24年6月 当社監査役就任(現任) 昭和51年4月株式会社の課理・平成25年 1日東証券株式会 1年成24年6月 当社監査役就任(現任) 昭和51年4月株式会社の課理・開入社 昭和54年4月三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月日興証券株式会 1年成29年 1日入社 昭和54年4月三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月日興証券株式会 1年成29年 1日入社 昭和54年4月 三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月日興証券株式会 1年成29年 1日入社 昭和54年4月 三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月日興証券株式会 1年成29年 1日別記人住宅改良開発公社連事 1日別社 1日別社 1日別証券株式会社入社 1日別社 1日別証券株式会社入社 1日別記人住宅改良開発公社通信 1日別社 1日別証券株式会社入社 1日別記人住宅改良開発公社通信 1日別記人住宅改良開発公社 1日別記人住宅改良開発会社 1日別記人住宅改良開発公社 1日別記人住宅改良開発公社 1日別記人住宅改良開発公社 1日別記人住宅改良開発公社 1日別記人住宅改良開発公社 1日別記人住宅 1日別記人住宅 1日別記人住宅 1日別記人住宅 1日別記人住宅 1日別記入住宅 1日記入日記入日記入日記入日記入日記入日記入日記入日記入日記入日記入日記入日記入日 | 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有 株式数 (千株) |
|---|-------|----|-------|------------------|---|------------------|-------------------|
| | 常勤監査役 | | 鵜野 正康 | | 昭和59年9月インテグラン株式会社入社 平成8年10月ユーエスロボティックス株式会社代表取締役社長 平成9年11月スリーコムジャパン株式会社代表取締役副社長 平成10年10月日本ルーセントテクノロジー株式会社取締役事業 部長 平成12年10月日本アバイア株式会社代表取締役社長 平成17年3月株式会社ネットインデックス(現 株式会社ネクス グループ)代表取締役社長 平成19年11月株式会社インデックス・ホールディングス取締役 | 6月 ~ 平成33年 | _ |
| 平成10年5月建設省中国地方建設局用地部長 平成28年 平成11年6月財団法人住宅改良開発公社(現 一般財団法人住宅 改良開発公社)融資保証第一部長 で成15年12月財団法人住宅改良開発公社理事 平成21年7月株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長(現任) で取24年6月当社監査役就任(現任) 昭和51年4月株式会社間組(現株式会社安藤・間)入社 昭和54年4月三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会 平成29年 社)入社 平成11年4月太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) で成11年4月太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) で成11年4月太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) で表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表 | 監査役 | | 蜂谷 英夫 | | 昭和43年4月本田技研工業株式会社入社 昭和56年4月第二東京弁護士会登録 蜂谷法律事務所開所同所代表弁護士(現任) 平成3年6月当社監査役就任 平成7年6月当社監査役退任 | 6月 ~ 平成33年 | - |
| 昭和54年4月三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会 平成29年 社)入社 昭和25年 平成11年4月太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 平成11年4月太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) | 監査役 | | 二見 和光 | | 平成10年5月建設省中国地方建設局用地部長 平成11年6月財団法人住宅改良開発公社(現 一般財団法人住宅 改良開発公社)融資保証第一部長 平成15年12月財団法人住宅改良開発公社理事 平成21年7月株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長(現任) | 6月 ~ 平成32年 | _ |
| 入所 平成33年 平成14年4月藤巻総合コンサルティング設立同代表(現任) 6月 平成18年12月株式会社夢真ホールディングス社外監査役 平成25年6月当社監査役就任(現任) | 監査役 | | 藤巻 和夫 | 昭和25年 12月20日生 | 昭和54年4月三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入社 平成11年4月太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成14年4月藤巻総合コンサルティング設立同代表(現任) 平成18年12月株式会社夢真ホールディングス社外監査役 | 6月 ~ 平成33年 | _ |

- (注) 1. 取締役山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆は、社外取締役です。
 - 2. 監査役鵜野正康、蜂谷英夫、二見和光及び藤巻和夫は、社外監査役です。
 - 3. 当社では、平成12年4月1日より、コーポレートガバナンス強化と意思決定に基づく業務執行機能の分離を図るべく、執行役員制度を導入しております。

なお、平成29年6月28日現在の執行役員は次のとおりです。

小川 修一(上席執行役員:西日本建築事業本部長) 石井 卓也(上席執行役員:京阪神建築事業部長) 山田 昭司(上席執行役員:北首都圏建築事業部長)

田中 正義(執行役員:融資推進部長)

小野 博道(執行役員:資産承継コンサルティング部長)

鈴木 崇之(執行役員:中首都圈建築事業部長) 岡本 栄司(執行役員:南関西建築事業部長)

福田 和宣(執行役員:経営企画室長兼関連事業本部部長)

中上 文明(執行役員:工事統括部長)

守 義浩 (執行役員: 大東建託リーシング株式会社代表取締役社長) 川原 栄司 (執行役員: 大東建託パートナーズ株式会社専務取締役)

舘 正文(執行役員:設計統括部長)小石川正幸(執行役員:営業統括部長)

中村 浩一(執行役員:技術推進部東日本地域担当部長)

- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】
 - ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)にとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針・目的としております。このため、企業倫理と遵法を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定を確保することを主な課題として取り組んでおります。

- ② コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況
 - a. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は4名の監査役(全員社外監査役)で構成されております。 また、当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を 目的として執行役員制度を導入しております。

さらに、当社事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、 事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置しております。また、経営会議に業務執 行の決裁権限を必要に応じて委嘱し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定 を可能にしております。

取締役会は、取締役11名(うち、社外取締役3名)で構成され、毎月法令及び定款に定められた事項並びに当 社及び関係会社の重要事項などを決定しております。

経営会議は、取締役及び職務を分掌し権限を行使する執行役員のうち取締役会で指名された者により構成され、月2回業務執行の個別具体的な課題・問題の対策協議につき審議及び決裁を行っております。

加えて、当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」(委員長:社外取締役)を設けております。ガバナンス委員会は、業務執行取締役の評価制度における評価結果の集計、個別ヒアリングを行うとともに、次期経営体制案や取締役候補者案の諮問に対する意見及び当社のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討・提言などを行っております。なお、ガバナンス委員会が集計・確認を行った業務執行取締役の相互評価結果は、取締役(社外取締役を除く)の報酬にも反映しております。

また、当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、必要に応じてグループ会社に対し役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社の状況報告の受領ならびに業務執行への指示等を行っております。加えて、月次・四半期・中間期・通期の業績及び決算内容をグループ各社に適時報告させております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款で定めております。

b. 内部統制の仕組み及び内部監査

内部統制の有効性及び効率性をモニタリングするため、実際の業務遂行状況について、内部監査室13名が当社グループの全拠点を対象に業務監査を年間計画に基づき実施し、監査結果はトップマネジメントに報告しております。被監査部門に対しても、改善事項の指摘・指導はもとより、社員へのインタビューを行うことで業務執行に関する具体的な執行状況の確認と問題点の把握を行い、実効性の高い監査を実施しております。

また、当社ではコンプライアンス推進部門及びJ-SOX推進専門部署を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組んでおります。コンプライアンス推進部門は、社内基準との適合性をチェックする内部監査室とも連携し、経営活動に於ける遵法上のリスク管理を行っております。また、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っております。J-SOX推進専門部署は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることのないよう、必要な体制が整備され、運用されていることを監視することにより、組織の財務報告に係る信頼性の確保を支援しております。その他、コンプライアンス推進部門に公益通報制度の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。

c. 社外取締役及び社外監査役と内部統制部門等との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンス及び内部統制についての報告を受け意見を述べている他、コンプライアンス推進部門と適時、情報交換の場を設置し、問題認識を共有しております。

社外監査役は、取締役会に常時出席している他、監査役会に出席し会計監査人より監査体制、監査計画、監査

の実施状況などについて説明を受けております。また、社外監査役のうち1名は常勤監査役として常時執務しており、内部監査室と連携して随時必要に応じて業務執行状況についてチェック・牽制を実施し、取締役の執務状況並びに取締役会及び経営会議決定事項の実施状況を監視できる体制となっております。

d. 社外取締役及び社外監査役のサポート体制

イ. 社外取締役のサポート体制

取締役会については、事務局である総務部より、資料及び議事録を紙資料または電子メールにて送付しております。また、議題内容等に関する説明及び資料を求める場合には、担当役員、担当部門または総務部が補佐しております。

ロ. 社外監査役のサポート体制

現在、監査役の職務を補助する専属の使用人は置いておりませんが、監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者5名を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

e. 社外取締役及び社外監査役の状況

社外取締役3名、社外監査役4名が選任されております。社外取締役及び社外監査役と当社との間に、人的関係又は資本的関係はありません。社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立性の基準、並びに「当社社外役員(取締役及び監査役)の独立性基準」を満たしており、社外取締役全員及び社外監査役全員を独立役員に指定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方はそれぞれ以下のとおりです。

| ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | とわりじり。 | |
|---|--------|--|
| 区分 | 氏名 | 企業統治において果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方 |
| 社外取締役 | 山口 利昭 | 企業法務やリスクマネジメント、コーポレートガバナンスに精通した弁護士として高い専門性と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただけると判断しております。山口氏、同氏が代表弁護士を務める山口利昭法律事務所、同氏が社外監査役である大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社、及び同氏が監査役を務める大阪市交通局は当社と取引等の利害関係はありません。 |
| 社外取締役 | 佐々木 摩美 | グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わってこられた豊富な経験と見識を活かし、グローバルかつ女性の視点から当社の経営を監督していただけると判断しております。佐々木氏は当社と取引等の利害関係はありません。 |
| 社外取締役 | 庄田 隆 | グローバルな事業展開を行い、社会・環境問題をはじめとするサスティナビリティ (持続可能性)を巡る問題にも取り組む企業の経営者として長年活躍された経験や知識、知見を活かし、当社の経営を監督していただけると判断しております。庄田氏、同氏が相談役を務める第一三共株式会社、同氏が社外取締役を務める宇部興産株式会社は当社と取引等の利害関係はありません。 |
| 社外監査役 (常勤監査役) | 鵜野 正康 | 公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営者として の豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただけると判断しておりま す。鵜野氏は当社と取引等の利害関係はありません。 |
| 社外監査役 | 蜂谷 英夫 | 企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と高い専門性を、当社の監査 に活かしていただけると判断しております。蜂谷氏及び同氏が所長を務める 蜂谷法律事務所は当社と独立性に影響を与える取引等の利害関係はありませ ん。 |
| 社外監査役 | 二見 和光 | 住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に関する豊富な経験と見識を、当 社の監査に活かしていただけると判断しております。二見氏及び同氏が代表 取締役社長を務める株式会社ジェイ・ケイ企画は当社と取引等の利害関係は ありません。 |
| 社外監査役 | 藤巻 和夫 | 上場会社の社外監査役を経験され、米国公認会計士としての国際会計の専門的な知識と、経営に関与した豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただけると判断しております。藤巻氏、同氏が代表を務める藤巻総合コンサルティングは当社と取引等の利害関係はありません。 |

「当社社外役員(取締役及び監査役)の選任ガイドライン]

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。

- 1. 経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
- 2. 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
- 3. その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

[当社社外役員(取締役及び監査役)の独立性基準]

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

なお、対象期間は、以下 1 については現在及び期限の定めのない過去とし、 $2\sim5$ については現在及び過去 10年間とする。

1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社(注1)及び関連会社(注2)(以下「当社グループ」という)の取締役(社外取締役は除く)、監査役(社外監査役は除く)、会計参与、執行役、執行役員又は使用人(以下「取締役等」という)でないこと。

2. 議決権保有関係者

- ① 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
- ② 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者

- ① 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- ② 当社グループの主要な借入先(当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先)である金融機関の取締役等でないこと。
- ③ 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
- 4. 専門的サービス提供者(弁護士、公認会計士、コンサルタント等)
 - ① 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
 - ② 弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬 以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

5. その他

- ① 上記1~4に掲げる者(重要でない者を除く)の2親等以内の親族でないこと。
- ② 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
- ③ 当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。
- (注)1. 「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
 - 2. 「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の 損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最 低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、基本原則・原則・補充原則の73 原則 すべてについて、各原則に対する当社の取り組み状況や取り組み方針を当社ホームページ (http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/top.html) に掲載しております。

④ 役員報酬等

a. 役員報酬等の内容

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

| 役員区分 | 支給人数 | 報酬等の | 報酬等の総額 | | |
|-------------------|------|------|---------------|-----|--------|
| | (人) | 基本報酬 | ストック オプション | 賞与 | (百万円) |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 10 | 409 | 127 | 654 | 1, 191 |
| 社外役員 | 7 | 90 | | 46 | 136 |
| 合計 | 17 | 499 | 127 | 700 | 1, 327 |

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
 - 2. ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額127百万円を含んでおります。
 - 3. 当事業年度末現在の人員数は、取締役(社外取締役を除く)10名及び社外役員7名であります。
 - 4. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額10億円以内(うち、社外取締役50百万円以内)とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠(但し、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)が200億円以下の場合は支給しない。)との合計額(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議しております。

また、取締役(社外取締役は除く)に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額は、平成23年6月28日開催の第37期定時株主総会において年額5億30百万円以内と決議しております。

- 5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。
- 6. 上記の他、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は0百万円であります。
- 7. 上記の他、平成23年6月28日開催の第37期定時株主総会における、退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現任取締役2名に対して、各取締役の退任時に総額25百万円の退職慰労金を支払う予定です。

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

| | | | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 報酬等の総額 |
|--------------|-------|-------|-----------------|---------------|-----|--------|
| 氏名 | 役員区分 | 会社 | 基本報酬 | ストック オプション | 賞与 | (百万円) |
| 熊切 直美 | 取締役 | 提出会社 | 75 | 38 | 126 | 240 |
| 熊奶 直芙 | 4X种1文 | 連結子会社 | | | | 240 |
| 門内 仁志 | 取締役 | 提出会社 | 64 | 31 | 115 | 210 |
| 1,114, 1-152 | 4X种1文 | 連結子会社 | | | | 210 |
| 小林 克満 | 取締役 | 提出会社 | 46 | 16 | 66 | 130 |
| 八杯 允何 | 4X种1文 | 連結子会社 | | _ | _ | 130 |
| 川人 孝司 野紋 | 取締役 | 提出会社 | 43 | 13 | 62 | 119 |
| 川合 秀司 | 4X种位 | 連結子会社 | | | | 119 |

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上の役員のみ記載しております。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会が中心となり、毎年、取締役の業務執行や経営監督に係る取締役相互評価を行っております。その評価結果は、次期の経営体制や取締役(社外取締役を除く)の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

イ. 基本報酬

企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役・監 査役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して基本報酬を決定しております。

ロ. ストックオプション

平成23年6月28日開催の第37期定時株主総会において、当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に、株式報酬型ストックオプションの導入を決議しております。

- ① 退職慰労金制度の代替として、取締役在任中の業績向上を目的としたストックオプションAプラン
- ② 中期の業績向上を目的としたストックオプションBプラン なお、ストックオプションBプランは、別途業績達成基準を設けております。

ハ. 賞与

連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)に取締役会で定めた一定の比率を乗じて取締役の賞与ファンドを算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して賞与支給額を決定しております。但し、社外取締役には支給いたしません。

二. 決定方法

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定し、監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。

⑤ 株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 18銘柄

貸借対照表計上額の合計額 16,377百万円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 (前事業年度)

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|----------------------|-------------|-------------------|------------|
| 住友不動産㈱ | 3, 903, 000 | 12, 856 | 取引関係の維持・強化 |
| 大末建設㈱ | 1, 013, 700 | 805 | 業務提携のため |
| 日比谷総合設備㈱ | 466, 000 | 734 | 取引関係の維持・強化 |
| 東プレ㈱ | 267, 000 | 559 | 取引関係の維持・強化 |
| 文化シヤッター㈱ | 597, 000 | 552 | 取引関係の維持・強化 |
| ㈱横河ブリッジホールディングス | 393, 000 | 475 | 取引関係の維持・強化 |
| マックス㈱ | 300,000 | 346 | 取引関係の維持・強化 |
| オリンパス㈱ | 76, 000 | 332 | 取引関係の維持・強化 |
| ㈱ジャステック | 170, 000 | 155 | 取引関係の維持・強化 |
| キッセイ薬品工業㈱ | 60, 028 | 155 | 取引関係の維持・強化 |
| 生化学工業㈱ | 78, 000 | 132 | 株式の安定化 |
| 岡藤ホールディングス㈱ | 498, 200 | 77 | 取引関係の維持・強化 |
| ㈱寺岡製作所 | 150,000 | 51 | 株式の安定化 |
| ㈱三井住友フィナンシャルグループ | 10, 900 | 37 | 取引関係の維持・強化 |
| ㈱三菱UF J フィナンシャル・グループ | 57, 400 | 29 | 取引関係の維持・強化 |
| 日本ピグメント㈱ | 115, 000 | 19 | 取引関係の維持・強化 |

⁽注) 投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えるものが30銘柄に満たないため、非上場株式を除いた当社の保有する特定投資株式全16銘柄について記載しております。なお、当社のみなし保有株式はありません。

(当事業年度)

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|----------------------|-------------|-------------------|------------|
| 住友不動産㈱ | 3, 903, 000 | 11, 264 | 取引関係の維持・強化 |
| 大末建設㈱ | 1, 013, 700 | 1,009 | 業務提携のため |
| 東プレ㈱ | 267, 000 | 773 | 取引関係の維持・強化 |
| 日比谷総合設備㈱ | 466, 000 | 760 | 取引関係の維持・強化 |
| 文化シヤッター㈱ | 597, 000 | 513 | 取引関係の維持・強化 |
| ㈱横河ブリッジホールディングス | 393, 000 | 506 | 取引関係の維持・強化 |
| マックス㈱ | 300,000 | 444 | 取引関係の維持・強化 |
| オリンパス㈱ | 76, 000 | 325 | 取引関係の維持・強化 |
| ㈱ジャステック | 170, 000 | 176 | 取引関係の維持・強化 |
| キッセイ薬品工業㈱ | 60, 028 | 175 | 取引関係の維持・強化 |
| 生化学工業㈱ | 78, 000 | 144 | 株式の安定化 |
| 岡藤ホールディングス㈱ | 498, 200 | 75 | 取引関係の維持・強化 |
| ㈱寺岡製作所 | 150, 000 | 61 | 株式の安定化 |
| ㈱三井住友フィナンシャルグループ | 10, 900 | 44 | 取引関係の維持・強化 |
| ㈱三菱UF J フィナンシャル・グループ | 57, 400 | 40 | 取引関係の維持・強化 |
| 日本ピグメント㈱ | 115, 000 | 33 | 取引関係の維持・強化 |

⁽注) 投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えるものが30銘柄に満たないため、非上場株式を除いた当社の保有する特定投資株式全16銘柄について記載しております。なお、当社のみなし保有株式はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

| | 前事業年度末 | 当事業年度末 | 当事業年度 | | |
|------------|-----------------------|-----------------------|----------------|---------------|---------------|
| 区别 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 受取配当金 (百万円) | 売却損益 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
| 非上場株式 | _ | | - | - | _ |
| 非上場株式以外の株式 | 407 | 382 | 1 | 28 | 82 |

⑥ 公認会計士等の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を有限責任監査法人トーマツに委託しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)

大中 康行(継続監査年数1年)、志賀 健一朗(継続監査年数2年)

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 10名

(注) その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システムレビュー担当者等です。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合の、その事項及びその理由

a. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

b. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができるとする旨を定款で定めております。

c. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は、20名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| | 前連結会 | 計年度 | 当連結会計年度 | | |
|-------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|--|
| 区分 | 監査証明業務に基づく 報酬(百万円) | 非監査業務に基づく 報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく 報酬(百万円) | 非監査業務に基づく 報酬(百万円) | |
| 提出会社 | 82 | 0 | 82 | _ | |
| 連結子会社 | 39 | 1 | 39 | 4 | |
| 計 | 121 | 1 | 121 | 4 | |

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して、非監査業務に基づく報酬345百万円を支払っております。

当社の在外連結子会社4社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬8百万円を支払っております。

当連結会計年度

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して、非監査業務に基づく報酬307百万円を支払っております。

当社の在外連結子会社4社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬9百万円、非監査業務に基づく報酬0百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)助言・指導業務があります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、監査日数、当社の規模・業務の特性及び前年度の報酬等の要素を勘案して、適切に決定することとしております。

また、当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、本監査報酬額の妥当性を検討しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準 じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下 「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14 号)により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同団体の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | (単位:百万円) 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--------------|--|-------------------------------------|
| 産の部 | (M250 0) 101 H) | (|
| 流動資産 | | |
| 現金預金 | 233, 631 | 248, 180 |
| 金銭の信託 | *1 26, 505 | *1 22,000 |
| 完成工事未収入金等 | 38, 627 | 38, 29 |
| 有価証券 | * 5 9,617 | * 5 18, 50 |
| 未成工事支出金 | 13, 328 | 14, 84 |
| その他のたな卸資産 | * 2 4,768 | * 2 5, 80 |
| 前払費用 | 59, 688 | 63, 02 |
| 繰延税金資産 | 19, 955 | 19, 69 |
| 営業貸付金 | 60, 489 | 62, 73 |
| その他 | 13, 262 | 16, 93 |
| 貸倒引当金 | △253 | △24 |
| 流動資産合計 | 479, 621 | 509, 77 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物・構築物(純額) | 34, 302 | 37, 23 |
| 機械及び装置(純額) | 32, 520 | 37, 31 |
| 工具器具・備品(純額) | 1,772 | 2, 12 |
| 土地 | % 7 43, 169 | * 7 47, 59 |
| リース資産 (純額) | 1, 308 | 1, 62 |
| その他(純額) | 883 | 11 |
| 有形固定資産合計 | * 3 113, 957 | * 3 126, 01 |
| 無形固定資産 | 10, 664 | 17, 63 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | * 4, * 5 4 5, 509 | * 4, * 5 38, 36 |
| 劣後債及び劣後信託受益権 | % 6 12, 857 | % 6 12, 85 |
| 繰延税金資産 | 26, 030 | 34, 29 |
| その他 | * 5 42, 922 | % 5 45, 85 |
| 貸倒引当金 | <u></u> 86 △3,014 | ※ 6 △3, 36 |
| 投資その他の資産合計 | 124, 304 | 128, 00 |
| 固定資産合計 | 248, 927 | 271, 65 |
| 資産合計 | 728, 548 | 781, 43 |

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) | |
|---------------|-------------------------|---------------------------|--|
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 工事未払金 | 37, 509 | 43, 677 | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 16, 690 | 44, 074 | |
| リース債務 | 241 | 201 | |
| 未払法人税等 | 25, 671 | 30, 751 | |
| 未成工事受入金 | 47, 274 | 57, 019 | |
| 前受金 | 68, 922 | 75, 543 | |
| 賞与引当金 | 21, 586 | 21, 523 | |
| 完成工事補償引当金 | 1, 136 | 1, 091 | |
| 預り金 | 7, 631 | 7, 595 | |
| その他 | * 5 55, 216 | % 5 56, 511 | |
| 流動負債合計 | 281, 883 | 337, 990 | |
| 固定負債 | | | |
| 長期借入金 | 54, 942 | 10, 368 | |
| リース債務 | 907 | 786 | |
| 繰延税金負債 | 84 | 94 | |
| 一括借上修繕引当金 | 80, 704 | 97, 40 | |
| 退職給付に係る負債 | 10, 698 | 10, 203 | |
| 長期預り保証金 | 45, 183 | 39, 868 | |
| その他 | 5, 620 | 9, 228 | |
| 固定負債合計 | 198, 143 | 167, 955 | |
| 負債合計 | 480, 026 | 505, 945 | |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | 29, 060 | 29, 060 | |
| 資本剰余金 | 34, 540 | 34, 540 | |
| 利益剰余金 | 206, 509 | 232, 978 | |
| 自己株式 | <u></u> 89 △16, 857 | ※ 9 △15, 337 | |
| 株主資本合計 | 253, 254 | 281, 243 | |
| その他の包括利益累計額 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3, 202 | 2, 526 | |
| 繰延ヘッジ損益 | △943 | △286 | |
| 土地再評価差額金 | ※ 7 △7, 584 | ※ 7 △7, 584 | |
| 為替換算調整勘定 | △229 | $\triangle 1,705$ | |
| 退職給付に係る調整累計額 | △1, 596 | $\triangle 1,429$ | |
| その他の包括利益累計額合計 | △7, 151 | △8, 479 | |
| 新株予約権 | 353 | 398 | |
| 非支配株主持分 | 2, 065 | 2, 322 | |
| 純資産合計 | 248, 522 | 275, 485 | |
| 負債純資産合計 | 728, 548 | 781, 431 | |

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

| | | (単位:百万円) |
|-----------------|--|--|
| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
| 売上高 | 1 ////10 / 0// 01/// | 1 1/0420 0/4 01/1/ |
| 完成工事高 | % 1 595, 364 | % 1 623, 910 |
| 不動産事業売上高 | 774, 807 | 824, 642 |
| その他の事業売上高 | * 2 41, 471 | * 2 48, 551 |
| 売上高合計 | 1, 411, 643 | 1, 497, 104 |
| 売上原価 | | |
| 完成工事原価 | 419, 094 | 426, 264 |
| 不動産事業売上原価 | 712, 196 | 751, 940 |
| その他の事業売上原価 | 25, 925 | 33, 311 |
| 売上原価合計 | 1, 157, 216 | 1, 211, 516 |
| 売上総利益 | | |
| 完成工事総利益 | 176, 269 | 197, 645 |
| 不動産事業総利益 | 62, 611 | 72, 701 |
| その他の事業総利益 | 15, 545 | 15, 240 |
| 売上総利益合計 | 254, 427 | 285, 588 |
| 販売費及び一般管理費 | *3, *4 153, 426 | % 3, % 4 165, 426 |
| 営業利益 | 101, 001 | 120, 162 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 589 | 527 |
| 受取配当金 | 192 | 212 |
| 受取手数料 | 3, 656 | 3, 654 |
| 雑収入 | 1, 241 | 1, 406 |
| 営業外収益合計 | 5, 680 | 5, 800 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 573 | 401 |
| 貸倒引当金繰入額 | 48 | 89 |
| 持分法による投資損失 | _ | 336 |
| 雑支出 | 500 | 627 |
| 営業外費用合計 | 1, 122 | 1, 453 |
| 経常利益 | 105, 558 | 124, 509 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | * 5 3 | % 5 3 |
| 投資有価証券売却益 | 151 | 28 |
| 特別利益合計 | 154 | 31 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | * 6 354 | * 6 422 |
| 減損損失 | * 7 92 | * 7 122 |
| 特別損失合計 | 447 | 545 |
| 税金等調整前当期純利益 | 105, 266 | 123, 995 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 41, 335 | 49, 511 |
| 法人税等調整額 | $\triangle 3,654$ | △8, 054 |
| 法人税等合計 | 37, 680 | 41, 457 |
| 当期純利益 | 67, 585 | 82, 538 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 305 | 369 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 67, 279 | 82, 168 |
| | | |

【連結包括利益計算書】

| | | (単位:百万円) |
|--------------|--|--|
| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
| 当期純利益 | 67, 585 | 82, 538 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △2, 953 | △676 |
| 繰延ヘッジ損益 | △1, 546 | 657 |
| 為替換算調整勘定 | △1,507 | $\triangle 1,475$ |
| 退職給付に係る調整額 | △998 | 161 |
| その他の包括利益合計 | | |
| 包括利益 | 60, 578 | 81, 204 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 60, 273 | 80, 840 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 304 | 364 |

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | |
|--------------------------|---------|---------|----------|----------|------------------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 29, 060 | 34, 540 | 184, 661 | △13, 485 | 234, 777 | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △30, 439 | | △30, 439 | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 67, 279 | | 67, 279 | |
| 自己株式の取得 | | | | △25, 758 | △25 , 758 | |
| 自己株式の処分 | | 480 | | 6, 917 | 7, 397 | |
| 自己株式の消却 | | △480 | △14, 990 | 15, 470 | _ | |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | | | Δ1 | | Δ1 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | _ | _ | 21, 848 | △3, 371 | 18, 476 | |
| 当期末残高 | 29, 060 | 34, 540 | 206, 509 | △16, 857 | 253, 254 | |

| | | | その他の包括 | 5利益累計額 | | | | | |
|--------------------------|----------------------|-------------|-----------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|-------------|----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 6, 156 | 603 | △7, 584 | 1, 278 | △599 | △145 | 312 | 1,850 | 236, 794 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △30, 439 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | | | | 67, 279 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △25, 758 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | 7, 397 |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | | _ |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | | | | | | | | | Δ1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △2, 953 | △1,546 | _ | △1,507 | △997 | △7, 005 | 41 | 215 | △6, 749 |
| 当期変動額合計 | △2, 953 | △1,546 | _ | △1,507 | △997 | △7, 005 | 41 | 215 | 11, 727 |
| 当期末残高 | 3, 202 | △943 | △7, 584 | △229 | △1, 596 | △7, 151 | 353 | 2, 065 | 248, 522 |

(単位:百万円)

| | | | 株主資本 | | |
|--------------------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 29, 060 | 34, 540 | 206, 509 | △16, 857 | 253, 254 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △36, 472 | | △36, 472 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 82, 168 | | 82, 168 |
| 自己株式の取得 | | | | △20, 242 | △20, 242 |
| 自己株式の処分 | | | △91 | 2, 627 | 2, 536 |
| 自己株式の消却 | | | △19, 134 | 19, 134 | _ |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | | | Δ1 | | Δ1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | _ | - | 26, 468 | 1,520 | 27, 988 |
| 当期末残高 | 29, 060 | 34, 540 | 232, 978 | △15, 337 | 281, 243 |

| | | | その他の包括 | 舌利益累計額 | | | | | |
|--------------------------|----------------------|-------------|-----------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|-------------|----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 3, 202 | △943 | △7, 584 | △229 | △1, 596 | △7, 151 | 353 | 2, 065 | 248, 522 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △36, 472 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | | | | 82, 168 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △20, 242 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | 2, 536 |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | | _ |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | | | | | | | | | Δ1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △676 | 657 | - | △1, 475 | 166 | △1,328 | 44 | 257 | △1,025 |
| 当期変動額合計 | △676 | 657 | _ | △1, 475 | 166 | △1, 328 | 44 | 257 | 26, 963 |
| 当期末残高 | 2, 526 | △286 | △7, 584 | △1, 705 | △1, 429 | △8, 479 | 398 | 2, 322 | 275, 485 |

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

| | | (単位:百万円) |
|----------------------|--|--|
| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 105, 266 | 123, 995 |
| 減価償却費 | 6, 026 | 8, 042 |
| 減損損失 | 92 | 122 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 100 | 343 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 1,054 | △58 |
| 一括借上修繕引当金の増減額(△は減少) | 15, 550 | 16, 700 |
| 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) | △237 | $\triangle 262$ |
| 受取利息及び受取配当金 | △782 | △739 |
| 支払利息 | 573 | 401 |
| 持分法による投資損益(△は益) | △14 | 336 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | △2, 005 | 324 |
| 未成工事支出金の増減額(△は増加) | 91 | $\triangle 1,512$ |
| その他のたな卸資産の増減額 (△は増加) | 117 | $\triangle 1,037$ |
| 前払費用の増減額(△は増加) | △695 | △1, 190 |
| 営業貸付金の増減額(△は増加) | △5, 818 | △2, 246 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | △4, 709 | 6, 175 |
| 未払金の増減額(△は減少) | 2, 413 | 6, 237 |
| 未成工事受入金の増減額(△は減少) | △2, 136 | 9, 744 |
| 前受金の増減額(△は減少) | 4, 440 | 6, 620 |
| 長期預り保証金の増減額(△は減少) | △6, 125 | $\triangle 5,315$ |
| その他 | 7, 114 | 1, 563 |
| 小計 | 120, 314 | 168, 243 |
| 利息及び配当金の受取額 | 636 | 1, 184 |
| 利息の支払額 | △573 | △401 |
| 法人税等の支払額 | △41, 554 | △44, 927 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 78, 822 | 124, 097 |

| | | (単位:百万円) |
|---------------------|--|--|
| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の払戻による収入 | _ | 52, 000 |
| 定期預金の預入による支出 | △51, 000 | △52, 000 |
| 金銭の信託の減少による収入 | 6, 000 | 4, 500 |
| 有価証券の取得による支出 | △4, 500 | △8, 902 |
| 有価証券の売却及び償還による収入 | 8,000 | 12, 510 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △18, 346 | △17, 955 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △6, 241 | △12, 137 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △25, 474 | △6, 960 |
| その他 | △1, 993 | $\triangle 4,461$ |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △93, 555 | △33, 407 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 9, 000 | _ |
| 長期借入金の返済による支出 | △17, 335 | △17, 190 |
| リース債務の返済による支出 | △325 | △271 |
| 配当金の支払額 | △30, 439 | \triangle 36, 472 |
| 自己株式の取得による支出 | △25, 758 | △20, 242 |
| 自己株式の処分による収入 | 7, 026 | 1, 996 |
| 非支配株主への配当金の支払額 | △80 | △99 |
| その他 | △10 | △7 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △57, 923 | △72, 286 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △263 | △853 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △72, 920 | 17, 549 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 255, 551 | 182, 631 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | * 182,631 | * 200, 180 |
| | | |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 26社

連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載のとおりです。

なお、当連結会計年度より、新たに設立した大東建託リーシング株式会社、株式会社ガスパル中国、株式会社ガスパル四国を連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、連結子会社であった大東ビジネスセンター株式会社は、同じく連結子会社である大東コーポレートサービス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

会社等の名称

CRS BLVD , LC、株式会社ソラスト、株式会社バルクセーフティー

株式会社バルクセーフティーは、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない主要な関連会社

品川エネルギーサービス株式会社

上記の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日は12月31日です。

連結財務諸表の作成に当たっては同決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、ケアパートナー株式会社、大東コーポレートサービス株式会社、ハウスリーブ株式会社は、決算日を2月末日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当該連結子会社3社の平成28年3月の1ヶ月分の損益については連結損益計算書を通して調整する方法を採用しており、当連結会計年度は13ヶ月を連結しております。当該子会社の平成28年3月の売上高は1,685百万円、営業利益は663百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は444百万円であります。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - イ. 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

- ③ たな卸資産
 - イ. 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

ロ. その他のたな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。また、機械及び装置については主として定額法。在外連結子会社については主として定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物・構築物 10~60年

機械及び装置 3~22年

工具器具·備品 2~20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、特別目的事業体が発行した劣後債及び劣後信託受益権については、貸付金の貸倒れ等により特別目的事業体の財務内容が悪化した場合のリスクに備えるため、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

当社及び一部の国内連結子会社は完成工事に係る瑕疵担保の費用等に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

④ 一括借上修繕引当金

一部の連結子会社は、一括借上賃貸借契約に基づく将来負担すべき原状回復費用及び営繕費用に備えるため、 当連結会計年度末における負担すべき原状回復費用及び営繕費用の見込額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に6年、8年)による定率法により按分した額を、発生した連結会計年度から損益処理しております。但し、一部の連結子会社については、発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に8年)による定額法により 費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額 を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
 - ① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 - イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
 - ロ. その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、各連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引 (為替予約取引)

ヘッジ対象

資材輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は 相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、発生連結会 計年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「持分法による投資損益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「有価証券及び投資有価証券売却損益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

これらの結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた7,250百万円、「有価証券及び投資有価証券売却損益」に表示していた \triangle 151百万円は、「持分法による投資損益」 \triangle 14百万円、「その他」7,114百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員持株ESOP信託及び株式給付信託における取引の概要等)

当社は、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに当社の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ること並びに株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員持株ESOP信託」及び「株式給付信託」を設定しております。

- 1. 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株ESOP信託及び株式給付信託
 - (1) 取引の概要

(従業員持株ESOP信託)

平成23年6月17日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」の導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員(以下「従業員」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中(平成23年7月1日~平成23年9月22日)に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。なお、平成27年11月をもって信託は終了しております。

(株式給付信託)

平成23年7月4日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブ・プランとして「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしました。

本制度は予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員の中から業績や成果に応じて「ポイント」(1ポイントを1株とします。)を付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件を満たした従業員に対して獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度により、従業員の勤労意欲の向上や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まることが期待されます。

- (2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成 27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。
- (3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

(従業員持株ESOP信託)

- ① 信託における帳簿価額は前連結会計年度及び当連結会計年度においては該当事項はありません。
- ② 期末株式数は前連結会計年度及び当連結会計年度においては該当事項はありません。期中平均株式数は、前連結会計年度48,081株、当連結会計年度においては該当事項はありません。期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(株式給付信託)

- ① 信託における帳簿価額は前連結会計年度4,058百万円、当連結会計年度3,245百万円であります。信託が保有する当社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 期末株式数は前連結会計年度429,309株、当連結会計年度315,919株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度457,738株、当連結会計年度341,581株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

2. 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株ESOP信託

(1) 取引の概要

平成27年11月24日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」の再導入を決議いたしました。

当社が「大東建託従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員(以下「従業員」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間に亘り当社持株会が取得すると見込んだ数の当社株式を、予め定めた取得期間中(平成27年12月16日~平成28年1月29日)に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度8,325百万円、622,800株、当連結会計年度6,692百万円、500,600株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 9,000百万円、当連結会計年度 7,240百万円

なお、これらの信託が所有する当社株式は、会社法上の自己株式に該当せず、議決権や配当請求権など通常の株式と同様の権利を有しております。また、会社法第461条第2項の分配可能額の計算に際して、会社法上の自己株式は控除されますが、これらの信託が所有する当社株式は控除されません。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。これによる影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1. 金銭の信託

大東建物管理株式会社は、賃貸住宅入居者の預り敷金の分別管理を目的として自己信託を設定しております。

※2. その他のたな卸資産の内訳は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 商品及び製品 | 223百万円 | 295百万円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,545百万円 | 5,507百万円 |

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 37,815百万円 | 44,714百万円 |

※4. 関連会社に対する金額は、次のとおりです。

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | - , - , 0 | |
|---------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
| 投資有価証券 | 18,899百万円 | 18,331百万円 |
| (うち、共同支配企業に対する 投資の金額) | 4,354百万円 | 3,823百万円 |

※5. 担保に供されている資産

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 有価証券及び投資有価証券 | | |
| (宅地建物取引業法に基づく 営業保証金) | 331百万円 | 290百万円 |
| (住宅建設瑕疵担保保証金) | 2,642百万円 | 661百万円 |
| (輸入資材の関税・消費税の 納期限延長のための供託金) | 903百万円 | 一百万円 |
| その他(投資その他の資産) | | |
| (宅地建物取引業法に基づく 営業保証金) | 2,530百万円 | 2,920百万円 |
| (住宅建設瑕疵担保保証金) | 1,311百万円 | 3,801百万円 |
| (輸入資材の関税・消費税の 納期限延長のための供託金) | 一百万円 | 1,800百万円 |
| (電力取引決済預託金) | 3百万円 | 44百万円 |
| (保険業法に基づく営業 保証金) | 10百万円 | 18百万円 |
| (信託業法に基づく営業 保証金) | 10百万円 | 10百万円 |
| (裁判上の供託金) | 一百万円 | 2百万円 |
| | | |

対応する債務

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| その他 (流動負債) (輸入資材の関税・消費税の 納期限延長に対する未払金) | 86百万円 | 161百万円 |

※ 6. 劣後債等

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的事業体(SPE)を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該SPEの発行する劣後債又は劣後信託受益権を購入することとなっており、その購入状況等は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| 劣後債及び劣後信託受益権 | 12,857百万円 | 12,857百万円 | |
| 貸倒引当金 | △476百万円 | △272百万円 | |
| 劣後債及び劣後信託受益権 の当初引受割合 | 6. 17% | 6. 17% | |
| 償還期限 | 2034年11月~2043年2月 | 2034年11月~2043年2月 | |
| SPEの貸付債権残高 | 67,380百万円 | 53,112百万円 | |
| SPEの社債又は信託受益権残高 | 68,374百万円 | 53,791百万円 | |
| SPEの数 | 10 | 10 | |
| | | | |

劣後債及び劣後信託受益権の当初引受割合は、当初の発行総額に対する引受額の割合です。

※7. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

8. 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行12行(前連結会計年度は12行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 当座貸越限度額の総額 | 99,025百万円 | 99,024百万円 |
| 借入実行残高 | 一百万円 | —百万円 |
| 差引額 | 99,025百万円 | 99,024百万円 |

※9. 自己株式

自己株式に計上されている従業員持株ESOP信託及び株式給付信託が所有している当社株式は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 従業員持株ESOP信託 | 8,325百万円 | 6,692百万円 |
| 株式給付信託 | 4,058百万円 | 3,245百万円 |
| 計 | 12. 384百万円 | 9.937百万円 |

(連結損益計算書関係)

※1. 工事進行基準による完成工事高は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|----------------|--|--|
| 工事進行基準による完成工事高 | 589,827百万円 | 620,021百万円 |

※2. 金融事業を営む連結子会社について、セグメント情報においては「金融事業」として区分掲記しておりますが、連結損益計算書においては金額の重要性が乏しいため、「その他の事業売上高」に含めて表示しております。なお「その他の事業売上高」に含まれる金額は、次のとおりです。

| 7 0 0.11 0 1 12 1 7 7 1 7 1 7 1 7 1 | т долго шрлог уг. с г. у ту | |
|-------------------------------------|--|--|
| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
| 「その他の事業売上高」に 含まれる金融事業の売上高 | 5,579百万円 | 6,695百万円 |

※3. 「販売費及び一般管理費」の主な費目及び金額は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 従業員給料手当 | 66,084百万円 | 67,427百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 16,633百万円 | 16,703百万円 |
| 退職給付費用 | 1,817百万円 | 1,784百万円 |
| 法定福利費 | 7,093百万円 | 7,343百万円 |
| 広告宣伝費及び販売促進費 | 11,746百万円 | 17,373百万円 |
| 地代家賃 | 7,689百万円 | 7,581百万円 |

※4. 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 一般管理費に含まれる研究開発費 | 1,387百万円 | 1,425百万円 |

※5. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---------|--|--|
| 有形固定資産 | | |
| 建物・構築物 | 一百万円 | 0百万円 |
| 機械及び装置 | 3百万円 | 3百万円 |
| 工具器具・備品 | —百万円 | 0百万円 |
| 計 | 3百万円 | 3百万円 |

| , | • | |
|---------|--|--|
| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
| 有形固定資産 | | |
| 建物・構築物 | 287百万円 | 342百万円 |
| 工具器具・備品 | 20百万円 | 45百万円 |
| リース資産 | 13百万円 | 4百万円 |
| その他 | 0百万円 | 28百万円 |
| 無形固定資産 | 33百万円 | 2百万円 |
| 計 | 354百万円 | 422百万円 |

※ 7. 減損損失

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当連結会計年度において、主に以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|-------------|-------|--------------------------------------|-------|
| 大東建物管理の管理物件 | 受変電設備 | 機械及び装置 | 66百万円 |
| ハウスコム各営業所 | 店舗 | 建物・構築物、工具器具 ・備品、その他(投資そ の他の資産) | 18百万円 |

(1) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、報告セグメント(建設事業、不動産事業、金融事業)及びその他事業を基礎に各事業に おけるキャッシュ・フローの管理区分をグルーピングの単位としております。

建設事業は主として支店別、不動産事業は主として物件別又は店舗別、金融事業及びその他事業は主として子会社別にグルーピングの単位としております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

受変電設備については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている設備及び資産を対象と し、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として特別損失に計上しております。

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗、並びに翌期に移転又は 閉鎖することが決定しており、除却資産等が生ずることが確実な店舗を対象とし、回収可能価額が帳簿価額 を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上し ております。

減損損失の内訳は、建物・構築物22百万円、工具器具・備品1百万円、機械及び装置66百万円、その他(投資その他の資産)1百万円であります。

(3) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は、使用価値にて測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当連結会計年度において、主に以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

| 場所 | 用途 | 種類 金額 | |
|-------------|-------|--------------------------------------|-------|
| 大東建物管理の管理物件 | 受変電設備 | 機械及び装置 | 70百万円 |
| ハウスコム各営業所 | 店舗 | 建物・構築物、工具器具 ・備品、その他(投資そ の他の資産) | 30百万円 |

(1) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、報告セグメント (建設事業、不動産事業、金融事業) 及びその他事業を基礎に各事業に おけるキャッシュ・フローの管理区分をグルーピングの単位としております。

建設事業は主として支店別、不動産事業は主として物件別又は店舗別、金融事業及びその他事業は主として子会社別にグルーピングの単位としております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

受変電設備については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている設備及び資産を対象と し、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として特別損失に計上しております。

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗、並びに翌期に移転又は 閉鎖することが決定しており、除却資産等が生ずることが確実な店舗を対象とし、回収可能価額が帳簿価額 を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上し ております。

減損損失の内訳は、建物・構築物39百万円、工具器具・備品1百万円、機械及び装置80百万円、その他 (投資その他の資産) 1百万円であります。

(3) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は、使用価値にて測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期発生額 | △4,331百万円 | △946百万円 |
| 組替調整額 | △151百万円 | △28百万円 |
| 税効果調整前 | △4,482百万円 | △975百万円 |
| 税効果額 | 1,529百万円 | 298百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △2,953百万円 | △676百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期発生額 | △2,265百万円 | 950百万円 |
| 組替調整額 | —百万円 | 一百万円 |
| 税効果調整前 | △2,265百万円 | 950百万円 |
| 税効果額 | 718百万円 | △293百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | △1,546百万円 | 657百万円 |
| 為替換算調整勘定 | | |
| 当期発生額 | △1,507百万円 | △1,475百万円 |
| 組替調整額 | 一百万円 | 一百万円 |
| 税効果調整前 | △1,507百万円 | △1,475百万円 |
| 税効果額 | 一百万円 | 一百万円 |
| 為替換算調整勘定 | △1,507百万円 | △1,475百万円 |
| 退職給付に係る調整額 | | |
| 当期発生額 | △2,330百万円 | △698百万円 |
| 組替調整額 | 913百万円 | 931百万円 |
| 税効果調整前 | △1,417百万円 | 233百万円 |
| 税効果額 | 418百万円 | △71百万円 |
| 退職給付に係る調整額 | △998百万円 | 161百万円 |
| その他の包括利益合計 | △7,007百万円 | △1,333百万円 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 1 | 79, 324, 379 | _ | 1, 230, 000 | 78, 094, 379 |
| 合計 | 79, 324, 379 | _ | 1, 230, 000 | 78, 094, 379 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 2、3、4、5、6 | 739, 754 | 1, 907, 616 | 1, 668, 985 | 978, 385 |
| 合計 | 739, 754 | 1, 907, 616 | 1, 668, 985 | 978, 385 |

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少1,230,000株は、自己株式の消却によるものです。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,907,616株は、単元未満株式の買取りによる増加3,916株、取締役会決議に基づく取得による増加1,230,000株及び平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株ESOP信託の当社株式取得による増加673,700株です。
 - 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,668,985株は、ストック・オプションの権利行使に伴う減少17,000 株、単元未満株式の売渡しによる減少85株、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業 員持株ESOP信託に対する割当による減少371,000株、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を 決議した従業員持株ESOP信託から当社持株会への売却による減少50,900株及び自己株式の消却による減 少1,230,000株です。
 - 4. 普通株式の自己株式の株式数には、平成23年6月17日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E SOP信託が所有する当社株式の当連結会計年度期首株式数117,300株及び減少117,300株を含めておりません。
 - 5. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託が所有する当社株式の当連結会計年度期首株式数569,359 株、減少140,050株及び当連結会計年度末株式数429,309株を含めておりません。
 - 6. 普通株式の自己株式の株式数には、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E SOP信託が所有する当社株式の増加673,700株、減少50,900株及び当連結会計年度末株式数622,800株を含めております。

2. 新株予約権に関する事項

| | | 目的となる | | 目的となる株式の数(千株) |) | 当連結会計 | |
|-------|--------------------|-------|---------------|---------------|----|--------------|----------------|
| 会社名 | 内訳 | 株式の種類 | 当連結会計 年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計 年度末 | 年度末残高 (百万円) |
| 提出会社 | ストック・オプショ ンAプラン | _ | _ | ı | _ | _ | 96 |
| 提出会社 | ストック・オプショ ンBプラン | _ | _ | | _ | _ | 241 |
| 連結子会社 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 15 |
| | 合計 | | _ | _ | _ | _ | 353 |

(注) ストック・オプションBプランのうち、第2-B回新株予約権、第3-B回新株予約権及び第4-B回新株予約権 は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成27年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 14, 931 | 190 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 |
| 平成27年10月29日 取締役会 | 普通株式 | 15, 508 | 199 | 平成27年9月30日 | 平成27年11月17日 |

⁽注) 平成27年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には創業40周年記念配当20円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 18, 113 | 利益剰余金 | 233 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 |

⁽注) 平成28年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、平成27年11月24日開催の取締役会において導入 を決議した従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金145百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 1 | 78, 094, 379 | _ | 1, 224, 800 | 76, 869, 579 |
| 合計 | 78, 094, 379 | _ | 1, 224, 800 | 76, 869, 579 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 2、3、4、5 | 978, 385 | 1, 227, 364 | 1, 359, 528 | 846, 221 |
| 合計 | 978, 385 | 1, 227, 364 | 1, 359, 528 | 846, 221 |

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少1,224,800株は、自己株式の消却によるものです。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,227,364株は、単元未満株式の買取りによる増加2,564株、取締役会決議に基づく取得による増加1,224,800株です。
 - 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,359,528株は、ストック・オプションの権利行使に伴う減少12,500株、単元未満株式の売渡しによる減少28株、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株ESOP信託から当社持株会への売却による減少122,200株及び自己株式の消却による減少1,224,800株です。
 - 4. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託が所有する当社株式の当連結会計年度期首株式数429,309 株、減少113,390株及び当連結会計年度末株式数315,919株を含めておりません。
 - 5. 普通株式の自己株式の株式数には、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株E SOP信託が所有する当社株式の当連結会計年度期首株式数622,800株、減少122,200株及び当連結会計年度 末株式数500,600株を含めております。

2. 新株予約権に関する事項

| 会社名 内訳 | | 目的となる | 目的となる株式の数(千株) | | | | 当連結会計 |
|-----------|--------------------|-------|---------------|----|----|--------------|----------------|
| 会社名 | 内訳 | 株式の種類 | 当連結会計 年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計 年度末 | 年度末残高 (百万円) |
| 提出会社 | ストック・オプショ ンAプラン | 1 | ١ | I | ı | _ | 145 |
| 提出会社 | ストック・オプショ ンBプラン | I | 1 | l | 1 | _ | 230 |
| 連結子会社 | _ | _ | | _ | _ | _ | 22 |
| | 合計 | | _ | _ | _ | _ | 398 |

(注) ストック・オプションBプランのうち、第3-B回新株予約権、第4-B回新株予約権及び第5-B回新株予約権 は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成28年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 18, 113 | 233 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 |
| 平成28年10月27日 取締役会 | 普通株式 | 18, 359 | 238 | 平成28年9月30日 | 平成28年11月17日 |

- (注) 1. 平成28年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金145百万円が含まれております。
 - 2. 平成28年10月27日取締役会決議による配当金の総額には、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を 決議した従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金132百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 22, 804 | 利益剰余金 | 298 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月29日 |

⁽注) 平成29年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、平成27年11月24日開催の取締役会において導入を決議した従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金149百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|----------------------|--|--|
| 現金預金勘定 | 233,631百万円 | 248, 180百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 | △51,000百万円 | △51,000百万円 |
| 譲渡性預金 (有価証券勘定) | —百万円 | 3,000百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 182,631百万円 | 200, 180百万円 |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として建設事業における工具器具・備品等です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

貸主側

未経過リース料

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 621百万円 | 621百万円 |
| 1年超 | 3,727百万円 | 3,106百万円 |
| 合計 | 4,348百万円 | 3,727百万円 |

借主側

未経過リース料

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 394,574百万円 | 427,110百万円 |
| 1年超 | 1,632,365百万円 | 1,722,194百万円 |
| 合計 | 2,026,939百万円 | 2,149,304百万円 |

上記未経過リース料には、一括借上制度に関する借上賃料を含んでおり、契約上借上賃料が固定されている期間の金額は次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 388,796百万円 | 422, 299百万円 |
| 1 年超 | 1,610,274百万円 | 1,705,176百万円 |
| 合計 | 1,999,070百万円 | 2, 127, 476百万円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金、安全性の高い金融資産で運用しており、資金調達については銀行借入れにより調達しております。

デリバティブは、建築資材輸入の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金銭の信託は、入居者から預っている敷金を分別管理することを目的として設定しております。信託財産は、短期的な預金、安全性の高い債券で運用しており、これらは、発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しております。

完成工事未収入金等は顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客の資金調達の確定をもって着工することで リスクを軽減しております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券であり、「満期保有目的の債券」「関連会社株式」「その他有価証券」に区分しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しており、「満期保有目的の債券」以外は保有状況を継続的に見直しております。

営業貸付金は、主として当社の顧客に対する建築資金等の融資(金融機関からの長期融資が実行されるまでのつなぎ融資)であり、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに定期的に信用状況等を把握することでリスクを軽減しております。

劣後債及び劣後信託受益権は、賃貸用共同住宅の建築を当社へ注文された顧客のアパートローンを金融機関等が設立した特別目的事業体を利用して証券化し、その特別目的事業体が発行した金融商品です。劣後債及び劣後信託受益権は、アパートローン債務者の信用リスクに晒されておりますが、アパートローンの返済状況を管理することにより、信用状況等を把握しております。

工事未払金、未払法人税等及び預り金については、概ね1年以内の支払期日になっております。

長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利市場の変化を常に注視しております。

長期預り保証金は、一括借上方式による不動産賃貸業に伴う、入居者から預っている敷金及び保証金です。

デリバティブ取引は、建築資材輸入に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であり、デリバティブ取引管理基準(内部規程)に基づき投機的な取引は行っておりません。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて 困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注) 2参照)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------------|----------------|----------|-----|
| (1) 現金預金 | 233, 631 | 233, 631 | _ |
| (2) 金銭の信託 | 26, 505 | 26, 505 | _ |
| (3) 完成工事未収入金等 | 38, 627 | | |
| 貸倒引当金(※)1 | △30 | | |
| | 38, 596 | 38, 596 | _ |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | 130 | 134 | 4 |
| ② その他有価証券 | 35, 162 | 35, 162 | _ |
| (5) 営業貸付金 | 60, 489 | | |
| 貸倒引当金(※)1 | △122 | | |
| | 60, 367 | 61, 157 | 789 |
| 資産計 | 394, 393 | 395, 187 | 794 |
| (1) 工事未払金 | 37, 509 | 37, 509 | _ |
| (2) 未払法人税等 | 25, 671 | 25, 671 | _ |
| (3) 預り金 | 7, 631 | 7, 631 | _ |
| (4) 1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金 | 71, 633 | 71, 633 | _ |
| (5) 長期預り保証金 | 45, 183 | 45, 090 | △92 |
| 負債計 | 187, 630 | 187, 537 | △92 |
| デリバティブ取引(※)2 | △1, 364 | △1, 364 | |

^{(※)1.} 完成工事未収入金等、営業貸付金については貸倒引当金を控除しております。

^{2.} デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(単位:百万円)

| | (単位:百万円) | | | | |
|------------------------------|----------------|----------|--------|--|--|
| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | | |
| (1) 現金預金 | 248, 180 | 248, 180 | _ | | |
| (2) 金銭の信託 | 22, 000 | 22, 000 | _ | | |
| (3) 完成工事未収入金等 | 38, 297 | | | | |
| 貸倒引当金(※)1 | △29 | | | | |
| | 38, 268 | 38, 268 | _ | | |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 | | | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | 90 | 92 | 2 | | |
| ② 関連会社株式 | 14, 347 | 16, 570 | 2, 222 | | |
| ③ その他有価証券 | 35, 692 | 35, 692 | _ | | |
| (5)営業貸付金 | 62, 736 | | | | |
| 貸倒引当金(※)1 | △120 | | | | |
| | 62, 615 | 63, 115 | 499 | | |
| 資産計 | 421, 196 | 423, 921 | 2, 724 | | |
| (1) 工事未払金 | 43, 677 | 43, 677 | _ | | |
| (2) 未払法人税等 | 30, 751 | 30, 751 | _ | | |
| (3) 預り金 | 7, 595 | 7, 595 | _ | | |
| (4) 1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金 | 54, 442 | 54, 442 | _ | | |
| (5) 長期預り保証金 | 39, 868 | 39, 790 | △78 | | |
| 負債計 | 176, 336 | 176, 258 | △78 | | |
| デリバティブ取引(※)2 | △414 | △414 | _ | | |

- (※)1. 完成工事未収入金等、営業貸付金については貸倒引当金を控除しております。
 - 2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1)現金預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)金銭の信託

金銭の信託の時価については、信託財産構成物である金融資産によって評価しております。当期末においては全て預金であったため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)完成工事未収入金等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券関係」注記をご参照ください。

(5) 営業貸付金

営業貸付金のうち、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

営業貸付金のうち、固定金利のものは、短期間のつなぎ融資と長期間の融資があります。短期間の融資は、市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、長期間の融資の時価は貸付期間の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

<u>負</u>債

(1) 工事未払金、(2) 未払法人税等、並びに(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1 年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

長期借入金は、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、返還するまでの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 非上場株式 | 14,545百万円 | 190百万円 |
| LLC等に対する出資 | 5,258百万円 | 6,556百万円 |
| 劣後債及び劣後信託受益権 | 12,857百万円 | 12,857百万円 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
|------------------------|----------|---------------|-------------|-------------|---------------|---------|
| 現金預金 | 233, 631 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 金銭の信託 | 26, 505 | _ | | _ | _ | _ |
| 完成工事未収入金等 | 38, 627 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 有価証券及び投資有価証 券 | | | | | | |
| ①満期保有目的の債券 | | | | | | |
| 国債・地方債等 | 40 | 45 | 5 | 10 | 30 | _ |
| 社債 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| その他 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| ②その他有価証券のう ち満期のあるもの | | | | | | |
| 国債・地方債等 | 2,870 | 860 | _ | _ | _ | _ |
| 社債 | 5, 400 | 7,000 | _ | _ | _ | _ |
| その他 | 1, 300 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 営業貸付金 | 28, 697 | 3, 859 | 3, 369 | 2, 874 | 2, 521 | 19, 164 |
| 劣後債及び劣後信託受益 権 | _ | _ | _ | _ | _ | 13, 090 |
| 合計 | 337, 071 | 11, 764 | 3, 374 | 2, 884 | 2, 551 | 32, 254 |

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

| (単位:百万円) | | | | | | |
|------------------------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| | 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3 年超 4 年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
| 現金預金 | 248, 180 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 金銭の信託 | 22, 000 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 完成工事未収入金等 | 38, 297 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 有価証券及び投資有価証 券 | | | | | | |
| ①満期保有目的の債券 | | | | | | |
| 国債・地方債等 | 45 | 5 | 10 | 30 | _ | - |
| 社債 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| その他 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| ②その他有価証券のう ち満期のあるもの | | | | | | |
| 国債・地方債等 | 860 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 社債 | 13,000 | _ | _ | _ | 500 | _ |
| その他 | 4, 600 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 営業貸付金 | 31, 779 | 3, 546 | 3, 069 | 2, 727 | 2, 458 | 19, 136 |
| 劣後債及び劣後信託受益 権 | _ | _ | _ | _ | _ | 13, 090 |
| 合計 | 358, 763 | 3, 551 | 3, 079 | 2, 757 | 2, 958 | 32, 227 |

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
|-------|---------|---------------|-------------|-------------|---------------|-----|
| 長期借入金 | 16, 690 | 44, 074 | 6, 352 | 1,816 | 2, 700 | _ |
| 合計 | 16, 690 | 44, 074 | 6, 352 | 1,816 | 2, 700 | _ |

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3年超 4年以内 | 4 年超 5 年以内 | 5年超 |
|-------|---------|---------------|---------------|-------------|---------------|-----|
| 長期借入金 | 44, 074 | 6, 352 | 1, 816 | 2, 200 | | |
| 合計 | 44, 074 | 6, 352 | 1, 816 | 2, 200 | _ | _ |

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

| 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの | | | |
| 国債・地方債等 | 130 | 134 | 4 |
| 社債 | _ | _ | _ |
| その他 | | _ | _ |
| 小計 | 130 | 134 | 4 |
| (2) 時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの | | | |
| 国債・地方債等 | _ | _ | - |
| 社債 | _ | _ | _ |
| その他 | | _ | _ |
| 小計 | | _ | _ |
| 合計 | 130 | 134 | 4 |

当連結会計年度(平成29年3月31日)

| 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの | | | |
| 国債・地方債等 | 90 | 92 | 2 |
| 社債 | _ | _ | _ |
| その他 | | _ | _ |
| 小計 | 90 | 92 | 2 |
| (2) 時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの | | | |
| 国債・地方債等 | _ | _ | _ |
| 社債 | _ | _ | _ |
| その他 | | _ | _ |
| 小計 | - | _ | _ |
| 合計 | 90 | 92 | 2 |

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

| 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|------------------|---------------|---------------|
| (1) 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 17, 254 | 12, 586 | 4, 667 |
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 3, 747 | 3, 736 | 10 |
| 社債 | 3, 001 | 3, 000 | 1 |
| その他 | _ | _ | _ |
| その他 | 800 | 800 | 0 |
| 小計 | 24, 803 | 20, 123 | 4, 680 |
| (2) 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 475 | 527 | △52 |
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | _ | _ | _ |
| 社債 | 9, 383 | 9, 428 | △45 |
| その他 | _ | _ | _ |
| その他 | 499 | 500 | $\triangle 0$ |
| 小計 | 10, 359 | 10, 456 | △97 |
| 合計 | 35, 162 | 30, 579 | 4, 582 |

当連結会計年度(平成29年3月31日)

| 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|------------------|---------------|---------------|
| (1) 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 16, 655 | 12, 999 | 3, 656 |
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 862 | 860 | 1 |
| 社債 | 6, 007 | 6, 004 | 2 |
| その他 | _ | _ | _ |
| その他 | _ | _ | _ |
| 小計 | 23, 524 | 19, 863 | 3, 661 |
| (2) 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 75 | 90 | △15 |
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | _ | _ | _ |
| 社債 | 7, 493 | 7, 500 | $\triangle 6$ |
| その他 | _ | _ | _ |
| その他 | 4, 599 | 4,600 | $\triangle 0$ |
| 小計 | 12, 168 | 12, 190 | △22 |
| 合計 | 35, 692 | 32, 054 | 3, 638 |

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 226 | 151 | _ |
| 슴計 | 226 | 151 | _ |

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 45 | 28 | _ |
| 合計 | 45 | 28 | _ |

(デリバティブ取引関係)

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 - (1) 通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

| ヘッジ会計 の方法 | デリバティブ 取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|----------------|---------------------|---------------|------------|-------------------------|-------------|
| 為替予約等の 振当処理 | 為替予約取引 買建 米ドル | 建築資材の 予定取引 | 19, 948 | 15, 002 | △1, 364 |
| | 合計 | | 19, 948 | 15, 002 | △1, 364 |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

| ヘッジ会計 の方法 | デリバティブ 取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|----------------|---------------------|---------------|---------------|-------------------------|-------------|
| 為替予約等の 振当処理 | 為替予約取引 買建 米ドル | 建築資材の 予定取引 | 14, 692 | 4, 244 | △414 |
| 合計 | | | 14, 692 | 4, 244 | △414 |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は従業員について、確定給付型の制度として、確定給付型企業年金制度(規約型)及び退職一時金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債 及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 29,170百万円 | 31,699百万円 |
| 勤務費用 | 2,429百万円 | 2,634百万円 |
| 利息費用 | 47百万円 | 0百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,952百万円 | 938百万円 |
| 退職給付の支払額 | △1,900百万円 | △1,998百万円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 31,699百万円 | 33,274百万円 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 年金資産の期首残高 | 19,651百万円 | 21,000百万円 |
| 期待運用収益 | 294百万円 | 314百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △378百万円 | 239百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 2,770百万円 | 2,913百万円 |
| 退職給付の支払額 | △1,338百万円 | △1,396百万円 |
| 年金資産の期末残高 | 21,000百万円 | 23,070百万円 |
| | | |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 23,039百万円 | 24,179百万円 |
| 年金資産 | △21,000百万円 | △23,070百万円 |
| | 2,038百万円 | 1,108百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 8,660百万円 | 9,095百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 10,698百万円 | 10,203百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 10,698百万円 | 10,203百万円 |
| 退職給付に係る資産 | - 百万円 | - 百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 10,698百万円 | 10,203百万円 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 2,429百万円 | 2,634百万円 |
| 利息費用 | 47百万円 | 0百万円 |
| 期待運用収益 | △294百万円 | △314百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 906百万円 | 925百万円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 6百万円 | 6百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 3,095百万円 | 3,252百万円 |

⁽注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | (44111-1), 9 147 5 14 7 14 (1970) (47 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 | | | |
|----------|--|---------------|--|--|
| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | | |
| | (自 平成27年4月1日 () | 自 平成28年4月1日 | | |
| | 至 平成28年3月31日) | 至 平成29年3月31日) | | |
| 過去勤務費用 | 6百万円 | 6百万円 | | |
| 数理計算上の差異 | △1,424百万円 | 226百万円 | | |
| 合計 | △1,417百万円 | 233百万円 | | |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 未認識過去勤務費用 | △75百万円 | △68百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △2,223百万円 | △1,997百万円 |
| | △2,299百万円 | △2,066百万円 |

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 債券 | 29. 2% | 32.1% |
| 株式 | 13.7% | 19.9% |
| 現金及び預金 | 6.1% | 5.9% |
| 一般勘定 | 50.7% | 40.1% |
| その他 | 0.3% | 2.0% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% |

⁽注) 一般勘定は資産の拠出先が運用のリスクを負う年金資産であります。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する 多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表している。)

| 工女は数性可発工の可発至版(加里下的(数し)(*** | a)) | |
|----------------------------|---------------|---------------|
| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
| | (自 平成27年4月1日 | (自 平成28年4月1日 |
| | 至 平成28年3月31日) | 至 平成29年3月31日) |
| 割引率 | 0.0% | 0.0% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5% | 1.5% |
| 予想昇給率 | 1.5% | 1.5% |

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | |
|------------|---------|---------|--|
| 販売費及び一般管理費 | 143百万円 | 133百万円 | |

- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

提出会社

| | 第1-A回新株予約権 | 第1-B回新株予約権 | 第2-A回新株予約権 | 第2-B回新株予約権 |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年5月18日 | 平成24年5月18日 | 平成25年5月21日 | 平成25年5月21日 |
| 付与対象者の区分及 び人数 | 当社取締役10名 | 当社取締役10名 | 当社取締役11名 | 当社取締役11名 |
| ストック・オプショ ン数(注) 1 | 普通株式 7,600株 | 普通株式 17,500株 | 普通株式 7,900株 | 普通株式 14,300株 |
| 付与日 | 平成24年6月14日 | 平成24年6月14日 | 平成25年6月17日 | 平成25年6月17日 |
| 権利確定条件 | (注) 2、4、5 | (注) 3、4、5 | (注) 2、4、5 | (注) 3、4、5 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成24年6月15日 至 平成54年6月14日 | 自 平成27年6月15日 至 平成32年6月14日 | 自 平成25年6月18日 至 平成55年6月17日 | 自 平成28年6月18日 至 平成33年6月17日 |

| | 第3-A回新株予約権 | 第3-B回新株予約権 | 第4-A回新株予約権 | 第4-B回新株予約権 |
|---------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年5月21日 | 平成26年5月21日 | 平成27年5月20日 | 平成27年5月20日 |
| 付与対象者の区分及 び人数 | 当社取締役6名 | 当社取締役6名 | 当社取締役7名 | 当社取締役7名 |
| ストック・オプショ ン数(注)1 | 普通株式 5,200株 | 普通株式 11,600株 | 普通株式 4,200株 | 普通株式 8,200株 |
| 付与日 | 平成26年6月17日 | 平成26年6月17日 | 平成27年6月16日 | 平成27年6月16日 |
| 権利確定条件 | (注) 2、4、5 | (注) 3、4、5 | (注) 2、4、5 | (注) 3、4、5 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成26年6月18日 至 平成56年6月17日 | 自 平成29年6月18日 至 平成34年6月17日 | 自 平成27年6月17日 至 平成57年6月16日 | 自 平成30年6月17日 至 平成35年6月16日 |

| | 第5-A回新株予約権 | 第5-B回新株予約権 |
|---------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年5月20日 | 平成28年5月20日 |
| 付与対象者の区分及 び人数 | 当社取締役9名 | 当社取締役9名 |
| ストック・オプショ ン数(注)1 | 普通株式 3,800株 | 普通株式 7,000株 |
| 付与日 | 平成28年6月16日 | 平成28年6月16日 |
| 権利確定条件 | (注) 2、4、5 | (注) 3、4、5 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成28年6月17日 至 平成58年6月16日 | 自 平成31年6月17日 至 平成36年6月16日 |

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 - 2. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 3. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - 4. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - 5. その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

連結子会社 (ハウスコム株式会社)

| | ハウスコム株式会社 第1回新株予約権 | ハウスコム株式会社 第2回新株予約権 | ハウスコム株式会社 第3回新株予約権 |
|---------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年5月15日 | 平成27年5月21日 | 平成28年5月18日 |
| 付与対象者の区分及 び人数 | 当社連結子会社の 取締役1名 | 当社連結子会社の 取締役 2 名 | 当社連結子会社の 取締役 2 名 |
| ストック・オプショ ン数(注)1 | 普通株式 15,500株 | 普通株式 5,600株 | 普通株式 5,700株 |
| 付与日 | 平成26年5月30日 | 平成27年6月5日 | 平成28年6月2日 |
| 権利確定条件 | (注) 2、3 | (注) 2、3 | (注) 2、3 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 | 対象勤務期間の定め はありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成26年5月31日 至 平成56年5月30日 | 自 平成27年6月6日 至 平成57年6月5日 | 自 平成28年6月4日 至 平成58年6月3日 |

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 - 2. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社連結子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 3. その他の条件は、当社連結子会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

提出会社

| , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 1 | | | 1 |
|---------------------------------------|------------|------------|----------------------|------------|
| | 第1-A回新株予約権 | 第1-B回新株予約権 | 第2-A回新株予約権 | 第2-B回新株予約権 |
| 決議年月日 | 平成24年5月18日 | 平成24年5月18日 | 平成25年 5 月21日 | 平成25年5月21日 |
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | _ | | _ | 14, 300 |
| 付与 | _ | _ | _ | _ |
| 失効 | _ | _ | _ | _ |
| 権利確定 | _ | _ | _ | 14, 300 |
| 未確定残 | _ | _ | _ | _ |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 1, 300 | 3, 900 | 2, 300 | _ |
| 権利確定 | _ | _ | _ | 14, 300 |
| 権利行使 | _ | 1, 300 | _ | 11, 200 |
| 失効 | _ | _ | _ | _ |
| 未行使残 | 1, 300 | 2,600 | 2, 300 | 3, 100 |

| | 第3-A回新株予約権 | 第3-B回新株予約権 | 第4-A回新株予約権 | 第4-B回新株予約権 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 平成26年5月21日 | 平成26年5月21日 | 平成27年5月20日 | 平成27年5月20日 |
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | _ | 11,600 | _ | 8, 200 |
| 付与 | _ | _ | _ | _ |
| 失効 | _ | _ | _ | _ |
| 権利確定 | _ | _ | _ | _ |
| 未確定残 | _ | 11,600 | _ | 8, 200 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 3, 800 | _ | 3, 500 | _ |
| 権利確定 | _ | _ | _ | _ |
| 権利行使 | _ | _ | _ | _ |
| 失効 | _ | _ | _ | _ |
| 未行使残 | 3, 800 | _ | 3, 500 | _ |

| | 第5-A回新株予約権 | 第5-B回新株予約権 |
|-----------|------------|------------|
| 決議年月日 | 平成28年5月20日 | 平成28年5月20日 |
| 権利確定前 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | _ | _ |
| 付与 | 3, 800 | 7, 000 |
| 失効 | _ | _ |
| 権利確定 | 3, 800 | _ |
| 未確定残 | _ | 7, 000 |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | _ | _ |
| 権利確定 | 3, 800 | _ |
| 権利行使 | _ | _ |
| 失効 | _ | _ |
| 未行使残 | 3, 800 | _ |

連結子会社(ハウスコム株式会社)

| | 是出 1 女正 (アラバー 4 水丸女正) | | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|
| | ハウスコム株式会社 第1回新株予約権 | ハウスコム株式会社 第2回新株予約権 | ハウスコム株式会社 第3回新株予約権 | | |
| 決議年月日 | 平成26年5月15日 | 平成27年5月21日 | 平成28年5月18日 | | |
| 権利確定前 (株) | | | | | |
| 前連結会計年度末 | _ | | _ | | |
| 付与 | _ | _ | 5, 700 | | |
| 失効 | _ | _ | _ | | |
| 権利確定 | _ | _ | 5, 700 | | |
| 未確定残 | _ | _ | _ | | |
| 権利確定後 (株) | | | | | |
| 前連結会計年度末 | 15, 500 | 5, 600 | _ | | |
| 権利確定 | _ | _ | 5, 700 | | |
| 権利行使 | _ | _ | _ | | |
| 失効 | _ | _ | _ | | |
| 未行使残 | 15, 500 | 5, 600 | 5, 700 | | |

② 単価情報 提出会社

| | 第1-A回新株予約権 | 第1-B回新株予約権 | 第2-A回新株予約権 | 第2-B回新株予約権 |
|------------------|------------|------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 平成24年5月18日 | 平成24年5月18日 | 平成25年5月21日 | 平成25年5月21日 |
| 権利行使価格 (円/株) | 1円 | 1円 | 1円 | 1円 |
| 行使時平均株価 (円) | _ | 16, 565円 | _ | 16, 301円 |
| 公正な評価単価 (円/株) | 5, 821円 | 5, 474円 | 7,444円 | 7, 304円 |

| | 第3-A回新株予約権 | 第3-B回新株予約権 | 第4-A回新株予約権 | 第4-B回新株予約権 |
|------------------|------------|------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 平成26年5月21日 | 平成26年5月21日 | 平成27年5月20日 | 平成27年5月20日 |
| 権利行使価格 (円/株) | 1円 | 1円 | 1円 | 1円 |
| 行使時平均株価 (円) | _ | _ | _ | _ |
| 公正な評価単価 (円/株) | 9, 361円 | 9,741円 | 10, 328円 | 10,667円 |

| | 第5-A回新株予約権 | 第5-B回新株予約権 |
|------------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 平成28年5月20日 | 平成28年5月20日 |
| 権利行使価格 (円/株) | 1円 | 1円 |
| 行使時平均株価 (円) | _ | _ |
| 公正な評価単価 (円/株) | 13,013円 | 13, 044円 |

連結子会社 (ハウスコム株式会社)

| | ハウスコム株式会社 第1回新株予約権 | ハウスコム株式会社 第2回新株予約権 | ハウスコム株式会社 第3回新株予約権 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 決議年月日 | 平成26年5月15日 | 平成27年5月21日 | 平成28年5月18日 |
| 権利行使価格 (円/株) | 1円 | 1円 | 1円 |
| 行使時平均株価 (円) | _ | _ | _ |
| 公正な評価単価 (円/株) | 540円 | 1,311円 | 1, 192円 |

(3) 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 提出会社

大東建託株式会社第5-A回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法
- ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

| | | 第5-A回新株予約権 | |
|---------|-------|-----------------|-------|
| | | 付与日(平成28年6月16日) | |
| 株価変動性 | (注) 1 | 24 | . 84% |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 5. | 583年 |
| 予想配当 | (注) 3 | 432 | 円/株 |
| 無リスク利子率 | (注) 4 | -0. | 304% |

- (注) 1.5.583年間(平成22年11月17日~平成28年6月16日)の株価実績に基づき算定しております。
 - 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 - 3. 平成28年6月28日提出の第42期有価証券報告書に掲載された配当実績に基づき算定しております。
 - 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

大東建託株式会社第5-B回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

① 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

| | | 第5-B回新株予約権 |
|---------|-------|-----------------|
| | | 付与日(平成28年6月16日) |
| 株価変動性 | (注) 1 | 25. 02% |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 5.5年 |
| 予想配当 | (注) 3 | 432円/株 |
| 無リスク利子率 | (注) 4 | -0.304% |

- (注) 1.5.5年間(平成22年12月17日~平成28年6月16日)の株価実績に基づき算定しております。
 - 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 - 3. 平成28年6月28日提出の第42期有価証券報告書に掲載された配当実績に基づき算定しております。
 - 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

連結子会社 (ハウスコム株式会社)

ハウスコム株式会社第3回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法
- ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

| | | ハウスコム株式会社 第3回新株予約権 | |
|---------|-------|-----------------------|--|
| | | 付与日(平成28年6月2日) | |
| 株価変動性 | (注) 1 | 46.8% | |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 10年 | |
| 予想配当 | (注) 3 | 49円/核 | |
| 無リスク利子率 | (注) 4 | -0.1% | |

- (注) 1.10年間(平成18年6月3日~平成28年6月2日)の株価実績に基づき算定しております。
 - 2. 過去の取締役の退任実績に基づき見積もっております。
 - 3. 平成28年3月期末における、平成29年3月期の予想配当金額によります。
 - 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

提出会社

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結子会社 (ハウスコム株式会社) 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 有価証券評価損否認額 | 312百万円 | 314百万円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 1,001百万円 | 1,105百万円 |
| 未実現利益の消去 | 4,372百万円 | 4,299百万円 |
| 未払費用否認額 | 2,458百万円 | 2,070百万円 |
| 未払事業税否認額 | 1,626百万円 | 1,551百万円 |
| 減価償却超過額 | 584百万円 | 1,065百万円 |
| 賞与引当金繰入否認額 | 6,644百万円 | 6,647百万円 |
| 完成工事補償引当金繰入否認額 | 350百万円 | 336百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 3,259百万円 | 3,108百万円 |
| 一括借上修繕引当金繰入否認額 | 24,742百万円 | 29,842百万円 |
| 定額クリーニング費収入前受金 | 3,390百万円 | 3,827百万円 |
| 繰越欠損金 | 176百万円 | 438百万円 |
| その他 | 4,758百万円 | 6,215百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 53,679百万円 | 60,824百万円 |
| 評価性引当額 | △627百万円 | △897百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 53,051百万円 | 59,926百万円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 特別償却準備金 | △5,645百万円 | △4,818百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △1,413百万円 | △1,115百万円 |
| その他 | △91百万円 | △94百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △7,150百万円 | △6,027百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 45,901百万円 | 53,898百万円 |

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 流動資産-繰延税金資産 | 19,955百万円 | 19,696百万円 |
| 固定資産一繰延税金資産 | 26,030百万円 | 34,296百万円 |
| 固定負債一繰延税金負債 | 84百万円 | 94百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 | 33.1% | 30.9% |
| (調整) | | |
| 永久に損金に算入されない項目 | 1.3% | 2.0% |
| 住民税均等割 | 0.5% | 0.5% |
| 評価性引当額 | $\triangle 0.4\%$ | 0.2% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 2.5% | 0.1% |
| その他 | $\triangle 1.2\%$ | $\triangle 0.3\%$ |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.8% | 33.4% |

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、国内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル、賃貸マンション、駐車場等を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位:百万円)

| | | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------------|-------|--|--|
| | 期首残高 | 56, 997 | 57, 103 |
| 連結貸借対照表計上額 | 期中増減額 | 106 | 342 |
| | 期末残高 | 57, 103 | 57, 445 |
| 期末時価 | - | 121, 556 | 125, 395 |

- (注) 1. 賃貸等不動産については重要性が乏しいため、賃貸等不動産と賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の時価等を合計して表示しております。
 - 2. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
 - 3. 前連結会計年度期中増減額のうち、主な増加は不動産取得(890百万円)であり、主な減少は減価償却費 (776百万円)です。
 - 4. 当連結会計年度期中増減額のうち、主な増加は不動産取得(1,111百万円)であり、主な減少は減価償却費 (764百万円)です。
 - 5. 当連結会計年度末の時価のうち、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書(「財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方」に基づく原則的時価算定)に基づく金額です。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりです。

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 賃貸収益 | 6, 071 | 6, 312 |
| 賃貸費用 | 2, 529 | 2, 557 |
| 差額 | 3, 541 | 3, 755 |
| その他 (売却損益等) | _ | _ |

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産等において、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分については、賃貸収益を計上しておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、土地の有効活用に関する企画を提案するとともに、建築請負契約を締結し、賃貸住宅の建設及び施工を行っております。連結子会社の大東建物管理株式会社は、「賃貸経営受託システム」において、賃貸住宅を一括借上し、入居者へ転貸する一括借上事業を行っております。当社はこれらの事業を中心に戦略をたて、事業活動を展開しております。

従って、当社はこれらの事業に、製品・サービスを販売する市場及び顧客の種類等を加味して構成した「建設事業」及び「不動産事業」を報告セグメントとしております。「金融事業」は、資産がすべての事業セグメントの合計額の10%以上であるため報告セグメントとしております。なお、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

建設事業 : 土木・建築その他建設工事全般に関する事業

不動産事業:不動産の一括借上、賃貸、仲介、入居者の保証人受託業務及び管理に関する事業等

金融事業 : 施主が金融機関から長期融資を実行されるまでの建築資金融資事業等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に おける記載と同一です。 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

| | | | | (— | 世・日カロ) | | | |
|--------------------------------|----------|----------|---------|-------------|---------|-------------|----------|-------------|
| | | 報告セク | ブメント | | その他 | 合計 | 調整額 | 連結 財務諸表 |
| | 建設事業 | 不動産事業 | 金融事業 | 計 | (注) 1 | | (注) 2 | 計上額 (注)3 |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 595, 364 | 774, 807 | 5, 579 | 1, 375, 752 | 35, 891 | 1, 411, 643 | _ | 1, 411, 643 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 27 | 1, 239 | 178 | 1, 445 | 5, 851 | 7, 296 | △7, 296 | _ |
| 計 | 595, 392 | 776, 047 | 5, 758 | 1, 377, 197 | 41, 743 | 1, 418, 940 | △7, 296 | 1, 411, 643 |
| セグメント利益 | 90, 248 | 22, 527 | 2, 148 | 114, 923 | 6, 832 | 121, 756 | △20, 755 | 101,001 |
| セグメント資産 | 105, 610 | 266, 560 | 65, 232 | 437, 403 | 54, 699 | 492, 103 | 236, 445 | 728, 548 |
| その他の項目 | | | | | | | | |
| 減価償却費 (注)4 | 2, 424 | 2, 958 | 44 | 5, 427 | 596 | 6, 023 | 3 | 6, 026 |
| 減損損失 | _ | 92 | _ | 92 | _ | 92 | _ | 92 |
| 有形固定資産及び無形 固定資産の増加額 (注)4 | 6, 972 | 17, 207 | 240 | 24, 420 | 1, 988 | 26, 408 | 6 | 26, 415 |

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護 事業等を含んでおります。
 - 2. 調整額は、以下のとおりです。
 - (1)セグメント利益の調整額 \triangle 20,755百万円には、セグメント間取引消去338百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 \triangle 21,093百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の人事総務部等管理部門に係る費用です。
 - (2) セグメント資産の調整額236,445百万円には、セグメント間取引消去△1,426百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産237,872百万円が含まれております。全社資産は主に親会社での余剰運用資金(現金預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等です。
 - (3)減価償却費の調整額3百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費です。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の増加額です。
 - 3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
 - 4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

(単位:百万円)

| | | | | (+- | 位:日刀円/ | | | |
|--------------------------------|----------|----------|---------|-------------|---------|-------------|----------|-------------|
| | | 報告セク | ブメント | | その他 | 合計 | 調整額 | 連結 財務諸表 |
| | 建設事業 | 不動産事業 | 金融事業 | 計 | (注) 1 | 口目 | (注) 2 | 計上額 (注)3 |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 623, 910 | 824, 642 | 6, 695 | 1, 455, 247 | 41, 856 | 1, 497, 104 | _ | 1, 497, 104 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 20 | 1, 436 | 367 | 1, 823 | 3, 501 | 5, 325 | △5, 325 | _ |
| 計 | 623, 930 | 826, 078 | 7,062 | 1, 457, 071 | 45, 358 | 1, 502, 430 | △5, 325 | 1, 497, 104 |
| セグメント利益 | 109, 143 | 29, 621 | 2, 363 | 141, 128 | 5, 108 | 146, 237 | △26, 074 | 120, 162 |
| セグメント資産 | 115, 852 | 281, 851 | 69, 842 | 467, 546 | 63, 940 | 531, 486 | 249, 944 | 781, 431 |
| その他の項目 | | | | | | | | |
| 減価償却費 (注)4 | 2, 683 | 4, 263 | 96 | 7, 043 | 965 | 8, 009 | 33 | 8, 042 |
| 減損損失 | _ | 107 | _ | 107 | 14 | 122 | _ | 122 |
| 有形固定資産及び無形 固定資産の増加額 (注)4 | 9, 792 | 13, 432 | 53 | 23, 278 | 4, 417 | 27, 695 | 1, 748 | 29, 444 |

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護 事業等を含んでおります。
 - 2. 調整額は、以下のとおりです。
 - (1)セグメント利益の調整額 \triangle 26,074百万円には、セグメント間取引消去455百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 \triangle 26,530百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の人事・総務部等管理部門に係る費用です。
 - (2)セグメント資産の調整額249,944百万円には、セグメント間取引消去△3,238百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産253,183百万円が含まれております。全社資産は主に親会社での余剰運用資金(現金預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等です。
 - (3)減価償却費の調整額33百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費です。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,748百万円は、各報告セグメントに配分していない全社 資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の増加額です。
 - 3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
 - 4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資產

本邦に所在している有形固定資産の額が連結貸借対照表の有形固定資産の額の90%を超えるため、記載を省略 しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
 - (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報 該当事項はありません。
 - (2) 重要な関連会社の要約財務情報 記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
 - (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報 該当事項はありません。
 - (2) 重要な関連会社の要約財務情報 記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | |
|---------------------|--|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 3, 243. 97円 | 3, 630. 59円 | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 863.11円 | 1,072.64円 | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 862. 52円 | 1,071.91円 | |

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

| 項目 | | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---|---------------|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | (百万円) | 67, 279 | 82, 168 |
| 普通株主に帰属しない金額 | (百万円) | _ | _ |
| 普通株式に係る親会社株主にり 当期純利益 | 帚属する (百万円) | 67, 279 | 82, 168 |
| 期中平均株式数 | 期中平均株式数 (株) | | 76, 604, 098 |
| | | | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期約 | 吨利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益調整額 | (百万円) | Δ1 | $\triangle 2$ |
| (うち連結子会社等の 潜在株式による調整額) | (百万円) | (△1) | (△2) |
| 普通株式増加数 | (株) | 51, 736 | 50, 387 |
| (うち自己株式取得方式による ストック・オプション) | る (株) | (51, 736) | (50, 387) |
| 希薄化効果を有しないため、潜 後1株当たり当期純利益の算定 った潜在株式の概要 | | | |

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりです。

| 2. 1 体ヨたり絶員座領の昇足工の歴には、次のこわりです。 | | | | | | |
|--------------------------------|--------------|-------------------------|-------------------------|--|--|--|
| 項目 | | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) | | | |
| 純資産の部の合計額 | (百万円) | 248, 522 | 275, 485 | | | |
| 純資産の部の合計額から控除する | 5金額 (百万円) | 2, 418 | 2,721 | | | |
| (うち新株予約権) | (百万円) | (353) | (398) | | | |
| (うち非支配株主持分) | (百万円) | (2, 065) | (2, 322) | | | |
| 純資産の部の合計額に加算する金 | ≩額 (百万円) | 4, 058 | 3, 245 | | | |
| (うち株式給付信託) | (百万円) | (4, 058) | (3, 245) | | | |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | (百万円) | 250, 162 | 276, 009 | | | |
| 1株当たり純資産額の算定に用い 期末の普通株式の数 | \られた (株) | 77, 115, 994 | 76, 023, 358 | | | |

3. 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株ESOP信託及び株式給付信託 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託及び株式給付信託に残存する自社 の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めて おりません。また、株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式 は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めておりません。 4. 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株ESOP信託

株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度174,812株、当連結会計年度561,053株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度622,800株、当連結会計年度500,600株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

平成29年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により、読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、消却を前提とした株主還元策の一環として、次のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

① 取得する株式の種類 普通株式

② 取得する株式の数 1,580,000株(上限)③ 株式の取得価額の総額 24,700百万円(上限)

④ 株式の取得の時期 自 平成29年5月1日 至 平成30年3月30日

⑤ 予定消却財源 利益剰余金

⑥ 取得方法 東京証券取引所における市場買付

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|---------------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| 短期借入金 | _ | _ | _ | _ |
| 1年以内に返済予定 の長期借入金 | 16, 690 | 44, 074 | 0.68 | _ |
| 1年以内に返済予定 のリース債務 | 241 | 201 | _ | _ |
| 長期借入金(1年以 内に返済予定のもの を除く。) | 54, 942 | 10, 368 | 0. 31 | 平成30年~平成32年 |
| リース債務(1年以 内に返済予定のもの を除く。) | 907 | 786 | _ | 平成30年~平成39年 |
| その他有利子負債 | _ | _ | _ | _ |
| 合計 | 72, 782 | 55, 431 | _ | _ |

- (注) 1. 借入金の平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。
 - 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 6, 352 | 1, 816 | 2, 200 | _ |
| リース債務 | 169 | 166 | 163 | 162 |

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

| | 第1四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日) | 第2四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日) | 第3四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日) | 第43期 連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|------------------------------------|--|--|---|---|
| 売上高 (百万円) | 345, 977 | 738, 871 | 1, 105, 479 | 1, 497, 104 |
| 税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円) | 31, 436 | 73, 923 | 109, 083 | 123, 995 |
| 親会社株主に帰属す る四半期(当期)純利 益 (百万円) | 21, 257 | 50, 180 | 74, 062 | 82, 168 |
| 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円) | 275. 62 | 652. 75 | 964. 93 | 1, 072. 64 |

| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|-----------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| | 連結会計期間 | 連結会計期間 | 連結会計期間 | 連結会計期間 |
| | (自平成28年4月1日 | (自平成28年7月1日 | (自平成28年10月1日 | (自平成29年1月1日 |
| | 至平成28年6月30日) | 至平成28年9月30日) | 至平成28年12月31日) | 至平成29年3月31日) |
| 1株当たり四半期純 利益金額 (円) | 275. 62 | 377. 45 | 312. 14 | 106. 45 |

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金預金 | 199, 986 | 213, 182 |
| 完成工事未収入金 | 30, 683 | 30, 282 |
| 有価証券 | * ₁ 9, 577 | % 1 18, 464 |
| 未成工事支出金 | 13, 206 | 14, 462 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4, 327 | 5, 314 |
| 関係会社短期貸付金 | 59, 990 | 62, 390 |
| 前払費用 | 891 | 1, 321 |
| 繰延税金資産 | 9, 806 | 9, 224 |
| 未収入金 | 2, 229 | 2, 678 |
| 立替金 | 4, 731 | 3, 925 |
| その他 | 849 | 1, 549 |
| 貸倒引当金 | △221 | △234 |
| 流動資産合計 | 336, 056 | 362, 561 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 16, 789 | 16, 900 |
| 構築物(純額) | 541 | 537 |
| 機械及び装置(純額) | 529 | 396 |
| 車両運搬具(純額) | 0 | _ |
| 工具器具・備品(純額) | 1, 111 | 1, 098 |
| 土地 | 40, 547 | 45, 115 |
| リース資産(純額) | 82 | 29 |
| 有形固定資産合計 | 59, 601 | 64, 078 |
| 無形固定資産 | · | <u> </u> |
| ソフトウエア | 4, 241 | 7, 020 |
| ソフトウエア仮勘定 | 4, 076 | 7, 472 |
| その他 | 168 | 167 |
| 無形固定資産合計 | 8, 487 | 14, 660 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | *1 25,615 | % 1 17, 258 |
| 劣後債及び劣後信託受益権 | *2 12, 857 | *2 12, 857 |
| 関係会社株式 | 43, 672 | 43, 772 |
| 関係会社長期貸付金 | 657 | 1, 657 |
| 繰延税金資産 | 2, 458 | 3, 371 |
| 差入保証金 | 6, 080 | 10, 743 |
| その他 | × ₁ 6, 244 | *1 6, 779 |
| 貸倒引当金 | ×2 △1, 372 | %2 △1, 899 |
| 投資その他の資産合計 | 96, 212 | 94, 539 |
| 固定資産合計 | 164, 301 | 173, 278 |
| 資産合計 | 500, 357 | 535, 839 |

| | | (単位:百万円) | | |
|--|-------------------------|-----------------------|--|--|
| | 前事業年度 (平成28年 3 月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) | | |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 工事未払金 | **3 34, 140 | * 3 41, 055 | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 16, 690 | 44, 074 | | |
| リース債務 | 56 | 27 | | |
| 未払金 | % 1 25, 703 | % 1 26, 488 | | |
| 未払法人税等 | 12, 870 | 17, 238 | | |
| 未払消費税等 | 6, 755 | 4, 725 | | |
| 未成工事受入金 | 47, 191 | 56, 888 | | |
| 前受金 | 145 | 242 | | |
| 預り金 | * 3 136, 721 | * 3 164, 347 | | |
| 賞与引当金 | 16, 394 | 16, 299 | | |
| 完成工事補償引当金 | 1, 072 | 1, 041 | | |
| その他 | 2, 510 | 1, 819 | | |
| 流動負債合計 | 300, 251 | 374, 249 | | |
| 固定負債 | | | | |
| 長期借入金 | 54, 942 | 10, 368 | | |
| リース債務 | 31 | | | |
| 退職給付引当金 | 6, 579 | 6, 539 | | |
| 長期預り保証金 | 3, 916 | 3, 450 | | |
| その他 | 3, 643 | 4, 46 | | |
| 固定負債合計 | 69, 113 | 24, 83 | | |
| 負債合計 | 369, 365 | 399, 080 | | |
| 屯資産の部 | | , | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | 29, 060 | 29, 060 | | |
| 資本剰余金 | - 0, 000 | 20,000 | | |
| 資本準備金 | 34, 540 | 34, 540 | | |
| 資本剰余金合計 | 34, 540 | 34, 540 | | |
| 利益剰余金 | 01, 010 | 01, 010 | | |
| 利益準備金 | 7, 265 | 7, 26 | | |
| その他利益剰余金 | 1, 200 | 1,200 | | |
| 繰越利益剰余金 | 81, 969 | 86, 19 | | |
| 利益剰余金合計 | | 93, 463 | | |
| 自己株式 | 89, 234 | | | |
| 株主資本合計 | <u>**6 △16, 857</u> | ※ 6 △15, 33 | | |
| | 135, 979 | 141, 72 | | |
| 評価・換算差額等 | 9,000 | 0 500 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3, 202 | 2, 520 | | |
| 繰延へッジ損益 | △943 △7.584 | △286 | | |
| 土地再評価差額金 | △7, 584 | △7, 58- | | |
| 評価・換算差額等合計 | △5, 324 | △5, 34 ⁴ | | |
| 新株予約権 | 337 | 376 | | |
| 純資産合計 (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | 130, 992 | 136, 759 | | |
| 負債純資産合計 | 500, 357 | 535, 839 | | |

②【損益計算書】

| | | (単位:百万円) |
|--------------|--|--|
| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
| 売上高 | | |
| 完成工事高 | * 1 595, 772 | % 1 623, 952 |
| 不動産事業等売上高 | 21,604 | 22, 926 |
| 売上高合計 | 617, 377 | 646, 878 |
| 売上原価 | | |
| 完成工事原価 | 420, 208 | 427, 102 |
| 不動産事業等売上原価 | 19, 852 | 19, 225 |
| 売上原価合計 | 440, 061 | 446, 328 |
| 売上総利益 | | |
| 完成工事総利益 | 175, 564 | 196, 849 |
| 不動産事業等総利益 | 1, 752 | 3, 700 |
| 売上総利益合計 | 177, 316 | 200, 550 |
| 販売費及び一般管理費 | *2 123, 835 | * 2 131, 981 |
| 営業利益 | 53, 481 | 68, 568 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 422 | 364 |
| 有価証券利息 | 292 | 316 |
| 受取配当金 | 22, 925 | 13, 405 |
| 受取手数料 | 3, 345 | 3, 299 |
| 雑収入 | 1, 138 | 1,023 |
| 営業外収益合計 | *3 28, 123 | * 3 18, 410 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 551 | 380 |
| 貸倒引当金繰入額 | 49 | 817 |
| 投資有価証券評価損 | 38 | 2 |
| 雑支出 | 320 | 356 |
| 営業外費用合計 | *3 959 | * 3 1, 556 |
| 経常利益 | 80, 646 | 85, 422 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 151 | 28 |
| 特別利益合計 | 151 | 28 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | * 4 96 | * 4 139 |
| 特別損失合計 | 96 | 139 |
| 税引前当期純利益 | 80, 701 | 85, 311 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 19, 948 | 25, 711 |
| 法人税等調整額 | 942 | △326 |
| 法人税等合計 | 20, 890 | 25, 385 |
| 当期純利益 | 59, 811 | 59, 926 |
| | · | |

【完成工事原価明細書】

| | • | | | | | | | | | | |
|---|---------|------------|-----------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| | | | (自 平成27 | 美年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日) | (自 平成28 | 美年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日) | | | | | |
| | 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | | | | | |
| I | 材料費 | | 54, 667 | 13.0 | 56, 478 | 13. 2 | | | | | |
| П | 外注費 | ※ 2 | 326, 886 | 77.8 | 329, 170 | 77. 1 | | | | | |
| Ш | 経費 | | 38, 654 | 9. 2 | 41, 454 | 9.7 | | | | | |
| | (うち人件費) | | (24, 673) | (5.9) | (25, 537) | (6.0) | | | | | |
| | 計- | | 420, 208 | 100.0 | 427, 102 | 100.0 | | | | | |

⁽注) 1. 原価計算の方法は、個別原価計算です。

【不動産事業等売上原価明細書】

| | | | (自 平成27 | 巻年度 年4月1日 年3月31日) | (自 平成28 | 美年度 年4月1日 年3月31日) | | | | |
|----|----------|------------|-----------|-------------------------|-----------|-------------------------|--|--|--|--|
| | 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | | | | |
| I | 維持管理費 | ※ 1 | 395 | 2. 0 | 411 | 2. 1 | | | | |
| П | 支払手数料 | ※ 2 | 2, 205 | 11. 1 | 1,839 | 9.6 | | | | |
| Ш | 賃貸事業売上原価 | | 3, 523 | 17.8 | 3, 826 | 19. 9 | | | | |
| IV | 分譲売上原価 | ※ 3 | 866 | 4. 4 | _ | _ | | | | |
| V | 経費 | | 12, 667 | 63. 8 | 12, 934 | 67. 3 | | | | |
| | (うち人件費) | | (12, 667) | (63. 8) | (12, 934) | (67. 3) | | | | |
| VI | その他事業原価 | | 193 | 0.9 | 212 | 1. 1 | | | | |
| | 計 | | 19, 852 | 100.0 | 19, 225 | 100. 0 | | | | |

⁽注) ※1. 維持管理費とは、賃貸建物管理委託契約に係る共用部分の電気代等、賃貸建物の維持管理上必要な費用です。

^{※2.} 当社は各施工会社に材料費・工賃を一括して外注しております。

^{※2.} 支払手数料とは、入居者斡旋に係る不動産業者等への手数料です。

^{※3.} 分譲売上原価とは、分譲マンション及び復興支援住宅に係る材料費、外注費及び経費です。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

| | | 株主資本 | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|--------------|-------------|--------|----------------------|----------|----------|------------|--|
| | | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 | 利益剰余金 合計 | 自己株式 | 株主資本 合計 | |
| | | | | | | 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 29, 060 | 34, 540 | _ | 34, 540 | 7, 265 | 67, 587 | 74, 852 | △13, 485 | 124, 968 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △30, 439 | △30, 439 | | △30, 439 | |
| 当期純利益 | | | | | | 59, 811 | 59, 811 | | 59, 811 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △25, 758 | △25, 758 | |
| 自己株式の処分 | | | 480 | 480 | | | | 6, 917 | 7, 397 | |
| 自己株式の消却 | | | △480 | △480 | | △14, 990 | △14, 990 | 15, 470 | _ | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ı | _ | _ | _ | l | 14, 381 | 14, 381 | △3, 371 | 11,010 | |
| 当期末残高 | 29, 060 | 34, 540 | _ | 34, 540 | 7, 265 | 81, 969 | 89, 234 | △16, 857 | 135, 979 | |

| | | 評価・換 | | | | |
|--------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|-------|----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 6, 156 | 603 | △7, 584 | △824 | 303 | 124, 448 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △30, 439 |
| 当期純利益 | | | | | | 59, 811 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △25, 758 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 7, 397 |
| 自己株式の消却 | | | | | | _ |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | △2, 953 | △1,546 | _ | △4, 500 | 34 | △4, 466 |
| 当期変動額合計 | △2, 953 | △1, 546 | ı | △4, 500 | 34 | 6, 543 |
| 当期末残高 | 3, 202 | △943 | △7, 584 | △5, 324 | 337 | 130, 992 |

(単位:百万円)

| (十屋・日が17) | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|-------|---------|----------------|--------------|----------|----------|------------|
| | | | | | 株主資本 | | | | |
| | | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本 | 資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | | 貝个牛佣业 | 剰余金 | 合計 | 7·11皿.4-7/m 3E | 繰越利益 剰余金 | 合計 | | |
| 当期首残高 | 29, 060 | 34, 540 | _ | 34, 540 | 7, 265 | 81, 969 | 89, 234 | △16, 857 | 135, 979 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △36, 472 | △36, 472 | | △36, 472 |
| 当期純利益 | | | | | | 59, 926 | 59, 926 | | 59, 926 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △20, 242 | △20, 242 |
| 自己株式の処分 | | | | | | △91 | △91 | 2, 627 | 2, 536 |
| 自己株式の消却 | | | | | | △19, 134 | △19, 134 | 19, 134 | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ı | _ | _ | _ | _ | 4, 228 | 4, 228 | 1,520 | 5, 748 |
| 当期末残高 | 29, 060 | 34, 540 | _ | 34, 540 | 7, 265 | 86, 197 | 93, 462 | △15, 337 | 141, 727 |

| | | 評価・換 | 算差額等 | | | |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|-------|----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 3, 202 | △943 | △7, 584 | △5, 324 | 337 | 130, 992 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △36, 472 |
| 当期純利益 | | | | | | 59, 926 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △20, 242 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 2, 536 |
| 自己株式の消却 | | | | | | _ |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △676 | 657 | | △19 | 38 | 18 |
| 当期変動額合計 | △676 | 657 | | △19 | 38 | 5, 766 |
| 当期末残高 | 2, 526 | △286 | △7, 584 | △5, 344 | 376 | 136, 759 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準

時価法

- 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(2) 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物 附属設備及び構築物については定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物10~50年構築物10~60年機械及び装置3~8年車両運搬具4年工具器具・備品2~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

自社利用のソフトウエア 5年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、特別目的事業体が発行した劣後債及び劣後信託受益権については、貸付金の貸倒れ等により特別目的事業体の財務内容が悪化した場合のリスクに備えるため、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用等に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて 計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付 算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定率法により按分した額を、発生した事業年度から損益処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の工事

工事完成基準

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引 (為替予約取引)

ヘッジ対象

資材輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員持株ESOP信託及び株式給付信託における取引の概要等)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。これによる影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 担保に供されている資産

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| 有価証券及び投資有価証券 (宅地建物取引業法に基づく | 201百万円 | 200百万円 |
| 営業保証金) | === [7,1] | |
| (住宅建設瑕疵担保保証金) | 2,642百万円 | 661百万円 |
| (輸入資材の関税・消費税の 納期限延長のための供託金) | 903百万円 | 一百万円 |
| その他(投資その他の資産) (宅地建物取引業法に基づく 営業保証金) | 1,855百万円 | 2, 170百万円 |
| (住宅建設瑕疵担保保証金) | 1,311百万円 | 3,801百万円 |
| (輸入資材の関税・消費税の 納期限延長のための供託金) | 一百万円 | 1,800百万円 |
| 対応する債務 | | |
| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
| 未払金 (輸入資材の関税・消費税の 納期限延長に対する未払金) | 86百万円 | 161百万円 |

※ 2. 劣後債等

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的事業体(SPE)を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該SPEの発行する劣後債又は劣後信託受益権を購入することとなっており、その購入状況等は、次のとおりです。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年 3 月31日) |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 劣後債及び劣後信託受益権 | 12,857百万円 | 12,857百万円 |
| 貸倒引当金 | △476百万円 | △272百万円 |
| 劣後債及び劣後信託受益権 の当初引受割合 | 6. 17% | 6. 17% |
| 償還期限 | 2034年11月~2043年2月 | 2034年11月~2043年2月 |
| SPEの貸付債権残高 | 67,380百万円 | 53,112百万円 |
| SPEの社債又は信託受益権残高 | 68,374百万円 | 53,791百万円 |
| SPEの数 | 10 | 10 |
| | | |

劣後債及び劣後信託受益権の当初引受割合は、当初の発行総額に対する引受額の割合です。

※3. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。

| D44. 21 - 14. 7 - 24 24. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12 | | |
|---|-------------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (平成28年 3 月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
| 工事未払金 | 2, 292百万円 | 3,303百万円 |
| 預り金 | 130.864百万円 | 158.276百万円 |

預り金のうち大東建物管理株式会社から決済資金及び余資資金を預っているものが、前事業年度120,380百万円、当事業年度147,281百万円あります。この預り金の利率に関しては市場金利を勘案して決定しております。

4. 保証債務

施主の当社に対する工事代金支払のための融資実行を円滑にするため、当社は次の会社に対し保証を行っております。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 大東ファイナンス株式会社 (関係会社) | 60,389百万円 | 62,677百万円 |

定期借地権付住宅購入者の大東ファイナンス株式会社からの借入金について、当社は大東ファイナンス株式会社に対し保証を行っております。

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|--------------|
| (平成28年3月31日) | (平成29年3月31日) |
| 99百万円 | |

当社の各関係会社の大東ファイナンス株式会社からの借入金について、当社は大東ファイナンス株式会社に対し保証を行っております。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 株式会社ジューシィ情報センター | 111百万円 | 104百万円 |
| 大東建設株式会社 | 一百万円 | 200百万円 |
| 大東エナジー株式会社 | 一百万円 | 1,000百万円 |
| 下記の会社のリース債務について、当 | á社は保証を行っております。 | |
| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
| 株式会社ガスパル | 159百万円 | 34百万円 |

5. 当座貸越契約

当社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行12行(前事業年度は12行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

| | (14) | |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
| 当座貸越限度額の総額 | 98,725百万円 | 98,724百万円 |
| 借入実行残高 | - 百万円 | —百万円 |
| 差引額 | 98,725百万円 | 98,724百万円 |

※6. 自己株式

自己株式に計上されている従業員持株ESOP信託及び株式給付信託が所有している当社株式は、次のとおりです。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 従業員持株ESOP信託 | 8,325百万円 | 6,692百万円 |
| 株式給付信託 | 4,058百万円 | 3,245百万円 |
| | 12,384百万円 | 9,937百万円 |

(損益計算書関係)

※1. 工事進行基準による完成工事高は、次のとおりです。

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|----------------|--|--|
| 工事進行基準による完成工事高 | 589,957百万円 | 620,033百万円 |

※2. 「販売費及び一般管理費」の主な費目及び金額は、次のとおりです。

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 従業員給料手当 | 53,569百万円 | 54,229百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 13,588百万円 | 12,725百万円 |
| 退職給付費用 | 1,430百万円 | 1,363百万円 |
| 広告宣伝費及び販売促進費 | 11,067百万円 | 16,485百万円 |
| 地代家賃 | 5,321百万円 | 5,003百万円 |
| 減価償却費 | 1,725百万円 | 2,232百万円 |

おおよその割合

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-------|--|--|
| 販売費 | 82% | 80% |
| 一般管理費 | 18% | 20% |

※3. 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-------|--|--|
| 営業外収益 | 22,515百万円 | 14,003百万円 |
| 営業外費用 | 108百万円 | 26百万円 |

※4. 固定資産除売却損の内訳は、次のとおりです。

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---------|--|--|
| 建物 | 76百万円 | 61百万円 |
| 構築物 | 3百万円 | 10百万円 |
| 工具器具・備品 | 16百万円 | 43百万円 |
| その他 | 一百万円 | 24百万円 |
| - 計 | 96百万円 | 139百万円 |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成28年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------|-------------------|-------------|-------------|
| 子会社株式 | 100 | 3, 110 | 3,010 |
| 計 | 100 | 3, 110 | 3, 010 |

当事業年度(平成29年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-------------------|-------------|-------------|
| 子会社株式 | 100 | 4, 076 | 3, 976 |
| 関連会社株式 | 14, 418 | 16, 570 | 2, 152 |
| 計 | 14, 518 | 20, 646 | 6, 128 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

| 区分 | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 子会社株式 | 29, 041 | 29, 141 |
| 関連会社株式 | 14, 530 | 112 |
| 計 | 43, 572 | 29, 253 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|--------------|--------------|
| | (平成28年3月31日) | (平成29年3月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 有価証券評価損否認額 | 302百万円 | 294百万円 |
| 関係会社株式評価損否認額 | 1,082百万円 | 1,076百万円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 488百万円 | 653百万円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 350百万円 | 757百万円 |
| 未払費用否認額 | 2,309百万円 | 1,940百万円 |
| 未払事業税否認額 | 868百万円 | 898百万円 |
| 賞与引当金繰入否認額 | 5,060百万円 | 5,031百万円 |
| 退職給付引当金繰入否認額 | 2,014百万円 | 2,002百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 421百万円 | 128百万円 |
| その他 | 2,822百万円 | 3,005百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 15,720百万円 | 15,788百万円 |
| 評価性引当額 | △2,042百万円 | △2,077百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 13,678百万円 | 13,710百万円 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △1,413百万円 | △1,115百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △1,413百万円 | △1,115百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 12,264百万円 | 12,595百万円 |

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産-繰延税金資産 | 9,806百万円 | 9,224百万円 |
| 固定資産-繰延税金資産 | 2,458百万円 | 3,371百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 33.1% | 30.9% |
| (調整) | | |
| 永久に損金に算入されない項目 | 1.2% | 2.6% |
| 永久に益金に算入されない項目 | $\triangle 8.9\%$ | $\triangle 4.4\%$ |
| 住民税均等割 | 0.5% | 0.5% |
| 評価性引当額 | 0.1% | -% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 1.1% | -% |
| その他 | $\triangle 1.2\%$ | 0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等負担率 | 25.9% | 29.8% |

(重要な後発事象)

1. 自己株式の取得

平成29年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により、読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、消却を前提とした株主還元策の一環として、次のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

① 取得する株式の種類 普通株式

② 取得する株式の数 1,580,000株(上限)③ 株式の取得価額の総額 24,700百万円(上限)

④ 株式の取得の時期 自 平成29年5月1日 至 平成30年3月30日

⑤ 予定消却財源 利益剰余金

⑥ 取得方法 東京証券取引所における市場買付

2. 重要な会社分割

当社は、平成29年5月1日を効力発生日といたしまして、当社を吸収分割会社とし、当社の100%子会社であり、不動産仲介事業を行う大東建託リーシング株式会社(以下「大東建託リーシング」)を吸収分割承継会社とする会社分割(簡易吸収分割)(以下「本会社分割」)により、当社所有ビルの賃貸事業の全部及び海外子会社株式の保有に係る事業の一部を大東建託リーシングに承継いたしました。会社分割の概要は次のとおりであります。

① 取引の概要

1) 対象となった事業の名称及びその事業内容 当社所有ビルの賃貸事業の全部及び海外子会社株式の保有に係る事業の一部

2) 本会社分割の目的

不動産仲介事業と密接なビル賃貸事業及び海外子会社株式の保有に係る事業を承継させ、当該事業の収益性をより高めることを目的としております。

3) 本会社分割の効力発生日

平成29年5月1日

4) 本会社分割の法的方式

当社を分割会社とし、大東建託リーシングを承継会社とする会社分割(簡易吸収分割)

② 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

| | | 銘柄 | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|-------------|-----------------|-------------|----------------|
| | | 住友不動産㈱ | 3, 903, 000 | 11, 264 |
| | | 大末建設㈱ | 1, 013, 700 | 1, 009 |
| | | 東プレ㈱ | 267, 000 | 773 |
| | | 日比谷総合設備㈱ | 466, 000 | 760 |
| | | 文化シヤッター㈱ | 597, 000 | 513 |
| 投資有価証券 | その他 有価証券 | ㈱横河ブリッジホールディングス | 393, 000 | 506 |
| | | マックス㈱ | 300, 000 | 444 |
| | | ㈱TSIホールディングス | 450, 000 | 360 |
| | | オリンパス㈱ | 76, 000 | 325 |
| | | ㈱ジャステック | 170, 000 | 176 |
| | | その他(12銘柄) | 1, 029, 583 | 626 |
| | | 計 | 8, 665, 283 | 16, 760 |

| | 貝分】 | 券面総額 (百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) | |
|--------|-------------|---|----------------|---------|
| | | 国債 | | |
| | | 第106回利付国債(5年) | 480 | 481 |
| | | 第109回利付国債(5年) | 380 | 381 |
| | | 社債 | | |
| | | 第16回ルノー円貨社債 | 3, 000 | 3, 005 |
| 有価証券 | その他 有価証券 | モルガン・スタンレー・アンド・カン パニー・インターナショナル・ピーエ ルシー 担保付社債 | 3, 000 | 3, 001 |
| | | バークレイズ銀行 ユーロ建劣後債リ パッケージ債 | 3, 000 | 2, 999 |
| | | 野村インターナショナルピーエルシー ユーロ円建担保付債 | 3, 000 | 2, 999 |
| | | スタンダードチャータード銀行 ユー ロ建劣後債リパッケージ債 | 1,000 | 997 |
| | | 小計 | 13, 860 | 13, 865 |
| | | 社債 | | |
| 投資有価証券 | その他 有価証券 | 明治安田生命2016基金特定目的会社第 1回B号特定社債 | 500 | 497 |
| | | 小計 | 500 | 497 |
| | | 変動利率担保付社債 | | |
| | | DTC Nine Funding Limited | 4, 406 | 4, 406 |
| | | DTC Two Funding Limited | 1, 508 | 1, 405 |
| | | DTC Three Funding Limited | 1, 373 | 1, 278 |
| 劣後債及び劣 | その他 | プライム・エステート・アルファ 特定目的会社第1回E号 | 921 | 921 |
| 後信託受益権 | 有価証券 | DTC Six Funding Limited | 844 | 844 |
| | | DTC Four Funding Limited | 738 | 738 |
| | | DTC Five Funding Limited | 708 | 708 |
| | | DTC One Special Purpose Company | 566 | 531 |
| | 小計 | | 11, 066 | 10, 832 |
| | | # | 25, 426 | 25, 195 |

【その他】

| | CVAIE | | | T |
|--------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------|----------------|
| | 種類及び銘柄 | | 投資口数等 (口) | 貸借対照表計上額 (百万円) |
| | | 譲渡性預金 | _ | 3, 000 |
| | | 信託受益権 | | |
| | | ソフトバンク向けリース料債権等信託 受益権 15号 | 700 | 699 |
| 有価証券 その他 有価証券 | ソフトバンク向けリース料債権等信託 受益権 16号 | 400 | 399 | |
| | ソフトバンク向けリース料債権等信託 受益権 17号 | 300 | 299 | |
| | ソフトバンク向けリース料債権等信託 受益権 18号 | 200 | 199 | |
| | | 小計 | 1,600 | 4, 599 |
| | | 劣後信託受益権 | | |
| 劣後債及び劣 後信託受益権 有価証券 | プライムエステート・ベータ信託受益 権 | _ | 1, 426 | |
| | U-lasya2014信託受益権 | _ | 598 | |
| | | 小計 | _ | 2, 024 |
| | | 큐 - | 1,600 | 6, 623 |

【有形固定資産等明細表】

| 1月77日元貞注: | | | | | | | |
|-----------|--------------------------------|----------------|----------------|----------------------------------|------------------------------------|------------|----------------------|
| 資産の種類 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 当価計償額 期償額却 末却又累 百万円 () | 当期償却額(百万円) | 差引当期 末残高 (百万円) |
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 32, 463 | 1, 007 | 143 | 33, 326 | 16, 426 | 834 | 16, 900 |
| 構築物 | 1, 140 | 39 | 27 | 1, 152 | 614 | 32 | 537 |
| 機械及び装置 | 737 | _ | _ | 737 | 340 | 132 | 396 |
| 車両運搬具 | 6 | _ | 6 | _ | _ | _ | _ |
| 工具器具・備品 | 3, 775 | 377 | 340 | 3, 812 | 2, 714 | 345 | 1, 098 |
| 土地 | $40,547$ ($\triangle 7,584$) | 4, 567 | _ | $45, 115$ ($\triangle 7, 584$) | _ | _ | 45, 115 |
| リース資産 | 522 | 1 | 21 | 500 | 471 | 52 | 29 |
| 有形固定資産計 | 79, 194 | 5, 991 | 540 | 84, 645 | 20, 567 | 1, 397 | 64, 078 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウエア | 6, 179 | 6, 119 | 1, 730 | 10, 568 | 3, 548 | 1,610 | 7, 020 |
| ソフトウエア仮勘定 | 4, 076 | 4, 970 | 1, 575 | 7, 472 | _ | _ | 7, 472 |
| その他 | 172 | 3 | _ | 176 | 8 | 4 | 167 |
| 無形固定資産計 | 10, 429 | 11, 093 | 3, 305 | 18, 217 | 3, 557 | 1, 615 | 14, 660 |
| 長期前払費用 | 95 | 21 | 6 | 111 | 64 | 16 | 46 |

⁽注) 土地の「当期首残高」及び「当期末残高」の(内書)は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (目的使用) (百万円) | 当期減少額 (その他) (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|-----------|----------------|----------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 貸倒引当金 | 1, 594 | 820 | 1 | 279 | 2, 133 |
| 賞与引当金 | 16, 394 | 16, 299 | 16, 394 | _ | 16, 299 |
| 完成工事補償引当金 | 1, 072 | 1, 041 | _ | 1, 072 | 1, 041 |

- (注) 1. 貸倒引当金の当期減少額の(その他)欄のうち、186百万円は劣後債に係る引当金の減少額であり、92百万円は債権回収による取崩額です。
 - 2. 完成工事補償引当金の当期減少額の(その他)欄の金額は、洗替によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
|-----------------|--|
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日 3月31日 |
| 1 単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り及び買増し | (注) 2 |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | _ |
| 手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済 新聞に掲載して行います。当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/koukoku.html |
| 株主に対する特典 | 1. 100株以上保有の株主様対象 (1) 権利確定月 3 月・9月…①~⑤全て利用可 ① 建築工事請負代金キャッシュバック30万円 ② 分譲マンション購入金額キャッシュバック30万円 ③ 紹介報奨金10%アップ ④ 建築工事のオプション設備サービス(上限30万円) ⑤ 賃貸仲介手数料 無料優待券 1 枚 (2) 権利確定月 3 月…①・②から選択 ① 全国共通商品券 所有株式数に応じて商品券を贈呈 100~299株 1,000円分 500~999株 5,000円分 300~499株 3,000円分 1,000株以上 10,000円分 ② 大東建託グループみらい基金への寄付 (3) 権利確定月 3 月 保有期間 1 年以上…①~④から選択 ① ペットボトル入りお茶 (350ml×24本) ② ペットボトル入りお茶 (350ml×24本) ③ 全国共通商品券 1,000円分贈呈 ① 大東建託グループみらい基金への寄付 2. 300株以上保有の株主様対象 (1) 権利確定月 3 月 保有期間 3 年以上…①~④から選択 ① ストリングスホテル東京インターコンチネンタル宿泊半額割引券 (1 泊分) ② ル・メリディアンクアラルンプール(マレーシア)宿泊半額割引券 (3 泊分) ③ 全国共通商品券 10,000円分贈呈 ④ 大東建託グループみらい基金への寄付 ※詳細はウェブサイトにて掲載しております。 当社ウェブサイト http://www.kentaku.co.jp/ |

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の 規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを 受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。
 - 2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取り及び買増しを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が取扱っております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第42期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第43期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月3日関東財務局長に提出。

第43期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月8日関東財務局長に提出。

第43期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定 に基づく臨時報告書 平成28年6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書 平成28年7月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号(吸収分割)の規定に基づく臨時報告書 平成28年10月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプション制度に基づく新株予約権 の発行)の規定に基づく臨時報告書 平成29年5月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書 平成29年6月19日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(平成28年10月3日提出の臨時報告書の訂正報告書) 平成28年11月29日関東財務局長に提出。 訂正報告書(平成29年5月23日提出の臨時報告書の訂正報告書) 平成29年6月19日関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

平成28年7月13日、平成28年8月3日、平成28年9月14日、平成28年10月11日、平成28年11月11日、平成28年12月15日、平成29年1月12日、平成29年2月14日、平成29年3月15日、平成29年4月13日、平成29年6月15日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第42期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年7月6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月28日

大東建託株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 志賀 健一朗 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大東建託株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大東建託株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告 に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手する ための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重 要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、大東建託株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

大東建託株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 志賀 健一朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大東建託株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建 託株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点にお いて適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出日】 平成29年6月28日

【英訳名】 DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 熊切 直美

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役経営管理本部長 川合 秀司

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長熊切直美及び常務取締役経営管理本部長川合秀司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社(大東建物管理株式会社)を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、大東建物管理株式会社以外の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の予想売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度における予想連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を、「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「完成工事高」「不動産事業売上高」「完成工事原価」「不動産事業売上原価」「完成工事未収入金等」「未成工事支出金」「前払費用」及び「前受金」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出日】 平成29年6月28日

【英訳名】 DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役経営管理本部長 川合 秀司

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長熊切直美及び当社最高財務責任者常務取締役経営管理本部長川合秀司は、当社の第43期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。